

令和4年度（第1回）鳥取市介護保険等推進委員会

日時：令和5年2月7日（火）9：30～11：30

場所：鳥取市役所本庁舎 鳥取市役所本庁舎6階 6-7、6-8会議室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画の進捗管理について

① 第8期計画における法定評価項目等の評価指標 …………… P.5

② サービス見込量進捗状況 …………… P.59

③ 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金
の指標に係る進捗状況 …………… P.62

（2）地域包括支援センターの運営について

…………… P.64

（3）指定介護予防支援業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業所について

…………… P.77

3. 地域包括支援センター運営方針について

…………… P.80

4. 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定スケジュールについて

…………… P.92

5. その他

6. 閉 会

鳥取市介護保険等推進委員会 委員名簿

【任期：令和2年4月1日から令和5年3月31日】

※後任委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日

		推薦団体等	氏名	備考	部会
1	委員長	鳥取県老人福祉施設協議会	大橋 茂樹	理事	地域密着型サービス部会
2	副委員長	鳥取県老人保健施設協会	田中 彰	副会長	地域密着型サービス部会
3	委員	学識経験者（鳥取大学）	竹川 俊夫	教授	
4	委員	鳥取市社会福祉協議会	竹森 晴久	事務局次長兼総務企画課業務企画室長	
5	委員	鳥取市老人クラブ連合会	岡 享弘	副会長	
6	委員	鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会	竹本 匡吾	事務局長	地域密着型サービス部会
7	委員	鳥取県介護支援専門員連絡協議会	多林 康子	理事	地域密着型サービス部会
8	委員	鳥取県東部医師会	足立 誠司	理事	
9	委員	鳥取県東部歯科医師会	目黒 道生	高齢者歯科対策部	地域密着型サービス部会
10	委員	鳥取県リハビリテーション専門職連絡協議会	安住 慎太郎	理事・事務局東部支局長	
11	委員	鳥取県看護協会	長谷川 ゆかり	専務理事	
12	委員	鳥取県薬剤師会	清水 真弓	理事	
13	委員	認知症の人と家族の会鳥取県支部	野澤 美恵子	東部地区世話人	地域密着型サービス部会
14	委員	城北地区社会福祉協議会	橋本 京子	常任理事	地域密着型サービス部会
15	委員	鳥取市社会福祉審議会老人福祉専門分科会（鳥取県社会福祉士会）	垣屋 稲二良	会長	
16	委員	鳥取市社会福祉審議会老人福祉専門分科会（鳥取市シルバー人材センター）	山本 雅宏	副会長	
17	委員	公募委員	林 哲二郎		
18	委員	公募委員	濱崎 由美		地域密着型サービス部会

鳥取市介護保険等推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 鳥取市介護保険事業計画及び鳥取市高齢者福祉計画の策定、鳥取市地域包括支援センターの適切な運営並びに鳥取市地域密着型サービスの適切な運営の確保にあたり、広く市民の意見を反映するため、鳥取市介護保険等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を処理する。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に定める市町村介護保険事業計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に定める市町村老人福祉計画の作成及び変更に関すること。
- (3) 前2号の計画の進捗管理に関すること。
- (4) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第2号ロに定める地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保に関すること。
- (5) 介護保険法第42条の2第5項に定める地域密着型介護サービス費の額、同法第78条の2第7項に定める地域密着型サービスの指定及び同法第78条の4第6項に定める指定地域密着型サービスの基準に関すること。
- (6) 鳥取市地域ケア会議設置要綱第2条第4項に定める地域ケア推進会議に関すること。
- (7) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域福祉関係機関の職員
- (3) 介護関係団体の代表者
- (4) 医療関係団体の代表者
- (5) 地域福祉活動組織の代表者

- (6) 鳥取市社会福祉審議会老人福祉専門分科会の会長及び副会長
- (7) 公募市民
- (8) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌々年度の末日までとする。
ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

- 第6条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を総括し、代表する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 4 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。
 - 5 前項の規定により部会を設置した場合の部会の部長は、委員長がその職に就く。

(会議)

- 第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。
- 2 委員会の会議には、必要に応じ委員以外の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を福祉部長寿社会課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成5年2月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 第7条第1項の規定に関わらず、委員長が選任されていない場合に開かれる会議は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 9 月 2 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 2 月 2 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 2 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第8期計画における法定評価項目の評価指標

第8期計画では、基本理念と基本目標、施策目標を定め、その実現に向けて13の施策を策定

そのうち、介護保険法第117条で進捗管理が義務化された法定評価項目を含む施策

… 自立支援、介護予防・重度化防止

… 介護給付等費用適正化

【 基本理念 】

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり

【 基本目標 】

地域包括ケアシステムの深化・推進を図る

【施策の目標1】 健康でいきいきとした生活の実現

施策① 健康づくり・介護予防の推進

施策② 社会参加の推進

【施策の目標2】 超高齢社会に向けたまちづくりの推進

施策① 在宅医療・介護連携の推進

施策② 包括的な支援体制の構築

施策③ 認知症施策の推進 (※重点施策)

施策④ 生活支援サービスの充実 (※重点施策)

施策⑤ 高齢者福祉サービスの提供

施策⑥ 権利擁護施策の推進 (※重点施策)

施策⑦ 状況に応じた施設・住まいの確保

【施策の目標3】 安定した暮らしの場の確保

施策① 介護サービスの充実

施策② 介護保険事業の適正な運営

施策③ 介護人材の確保・育成 (※重点施策)

施策④ 災害・感染症発生時のサービス継続体制

第8期計画における法定評価項目の評価指標

第8期計画では、基本理念と基本目標、施策目標を定め、その実現に向けて13の施策を策定

そのうち、介護保険法第117条で進捗管理が義務化された法定評価項目を含む施策

■ … 自立支援、介護予防・重度化防止

■ … 介護給付等費用適正化

【 基本理念 】

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり

【 基本目標 】

地域包括ケアシステムの深化・推進を図る

【施策の目標1】 健康でいきいきとした生活の実現

施策① 健康づくり・介護予防の推進

施策② 社会参加の推進

【施策の目標2】 超高齢化社会に向けたまちづくりの推進

施策① 在宅医療・介護連携の推進

施策② 包括的な支援体制の構築

施策③ 認知症施策の推進 (※重点施策)

施策④ 生活支援サービスの充実 (※重点施策)

施策⑤ 高齢者福祉サービスの提供

施策⑥ 権利擁護施策の推進 (※重点施策)

施策⑦ 状況に応じた施設・住まいの確保

【施策の目標3】 安定した暮らしの場の確保

施策① 介護サービスの充実

施策② 介護保険事業の適正な運営

施策③ 介護人材の確保・育成 (※重点施策)

施策④ 災害・感染症発生時のサービス継続体制

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

 … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

 … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0101 健康づくり・介護予防の推進
----	--------------------

現状と課題

- コロナ禍において地域での介護予防活動が縮小傾向にあり、地域に出る人と閉じこもり傾向の人との二極化がみられ、心身の機能が衰えた高齢者が増加していると考えられます。
- 閉じこもり状態の人の実態を把握することは非常に困難であり、早期介入で生活機能回復が可能な人や、すでに介護が必要な人が支援を求めていることができていない可能性があります。
- 現在ある地域高齢者の集いの場も縮小傾向にあり、維持・活性化するための取組が必要です。
- 介護予防の必要性について市民の理解・浸透が十分に図られているとは言えず、フレイルの考えや社会参加、運動、食事、口腔、健診受診等を通じた自身の健康状態の把握など、総合的な啓発を進める必要があります。
- 生活機能が低下した人が早期・短期的に回復に向けて取り組むための短期集中予防サービスは一定の効果を上げていますが、利用者が伸び悩んでいます。また、増加する要支援者に対応するためにも、専門職の知見を活用したより効率的なアセスメントの実施と効果的なケアマネジメントの実践が求められています。
- 健康の大切さを理解し、健診を受けて、健康な状態の維持・向上に取り組む人を増やす必要があります。
- 特定健診の結果が基準値以上の人が、必要な治療を受けたり、生活習慣の改善に取り組むことが求められています。
- がんの罹患率及び死亡率が依然として高いため、がん検診を受診することにより、早期発見・早期治療につなげ、身体機能を維持させる必要があります。
- 生活習慣病などの疾患の理解や予防に関する正しい知識を持ち、健康的な生活習慣を身に着けた人を増やす必要があります。

第8期における具体的な取組

1. 健康寿命の延伸

健康寿命の延伸に向けて、疾病の発症・重症化予防と生活機能の低下防止・改善の両面を一体的に取り組みます。特に、介護認定を受ける方が増える後期高齢者を中心に鳥取市が把握できていない健診未受診者の実態把握を進めるとともに、健診受診結果から把握された栄養、運動機能などのハイリスク者へのアウトリーチに取り組みます。

また、地域における介護予防の推進と連動し、地域支え合い推進員とともに地域の高齢者が集まる場面での普及啓発とフレイル状態把握に取り組み、発見されたハイリスク者への支援を行いながら、地域活動の実態把握、活性化、さらには課題発見及び解決に向けた取組に繋がられるよう関係機関との連携を深めます。

2. 生活習慣病の発症と重症化の予防

健康的な食習慣の普及、運動習慣の定着、こころの健康づくり、禁煙の推進と適正飲酒、歯と口の健康維持、がんの早期発見・早期治療、特定健診の受診と保健指導の充実、

予防接種に取り組みます。

3. 地域における介護予防の推進

「しゃんしゃん体操」や認知症予防の「しゃんしゃんコグニサイズ」の普及、健診受診の啓発、ウォーキングなど健康づくり・介護予防活動の普及、健康的な食習慣の推進、地域の地区組織と協働で健康づくり・介護予防の効果的な取り組みについて検討します。

4. 介護予防・生活支援サービスの推進

短期集中予防サービスの拡大に努めるとともに、多様な介護予防・生活支援サービスの創設及び多様な介護予防ケアマネジメントの実施に向けた検討を進めます。

5. 地域リハビリテーションの推進

リハビリ専門職によるアセスメント等への支援、集いの場の介護予防効果の向上と魅力向上に向けた支援に取り組みます。

目標（事業内容、指標等）

○健康寿命（65歳以上の平均自立期間）

（現状値） (R03) (R04) (R05)

[目標] 女性 20.76年 女性 20.86年 女性 20.91年 女性 20.96年

男性 17.55年 男性 17.71年 男性 17.79年 男性 17.87年

指標の説明：当該年度の日常生活動作が自立している（要介護度2未満）の期間

○胃・肺・大腸がん、子宮・乳がん検診受診率（平均値）

（現状値） (R03) (R04) (R05)

[目標] 45.6% 50% 50% 50%

指標の説明：国のがん対策基本計画で示された受診率算定基準（69歳以下）

○地域リハビリテーション活動支援事業実施数

（現状値） (R03) (R04) (R05)

[目標] 155件 160件 160件 166件

指標の説明：リハビリテーション専門職が要支援（要介護）者に関与した件数

目標の評価方法

● 時点

中間見直しあり

実績評価のみ

● 評価の方法

○ 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。

○ その他の項目は自己評価を行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和3年度
----	-------

(実績評価)

実施内容
1. 健康寿命の延伸
① 保健事業と介護予防の一体的実施事業 介入圏域数 3圏域（南中校区、江山学園校区、湖東中校区）
② ①の事業における後期高齢者への個別支援と通いの場等への集団支援の実施 （個別支援）
・低栄養防止・フレイル予防事業 計236名へ2回介入し、主要な評価項目とした体重変化で69.3%が維持・改善であったが、先行事例と比較すると低い結果となった。
・糖尿病性腎症重症化予防事業 比較的健康的意識が高いと思われる国保のプログラム終了者であっても、介入した8名中5名がコントロール不良という実態が把握された。 （集団支援）
・11カ所の高齢者サロン等で複数回継続的に関与することで、フレイル状態の把握・指導を実施するとともに、地域の方と包括支援センターや社協との関係構築に寄与したほか、新たな通いの場の創出や新たな参加者の呼びかけに繋がった。
2. 生活習慣病の発症と重症化の予防
① 国保特定健康診査 受診率:33.8%
② 国保特定保健指導 実施率:31.3%
3. 地域における介護予防の推進
① 介護予防出前講座の開催 [開催回数：38回]
② しゃんしゃん体操の普及啓発 [実施回数：1,458回] 地域の身近な公民館や集会所等で定期的な開催や、イベント時(地区医療講演会等)等の機会に、しゃんしゃん体操普及員が指導者となって、しゃんしゃん体操を実施しています。運動器に加えて、口腔機能、認知症予防等7種類あり、楽しみながら実施できています。
③ 介護予防運動教室「おたっしゃ教室」の開催 [実参加者：409人]
4. 介護予防・生活支援サービスの推進
① 短期集中予防サービス 延べ利用者数：41名（令和3年度中に利用決定した人数） サービス修了：38名（入院等で利用を中断した人を除いた人数） 令和4年11月時点で24名がサービス利用なし
② 通所型基準緩和サービス 延べ利用者数：75人
③ 介護予防ケアマネジメント 延べ件数：5,172件

5. 地域リハビリテーションの推進

※リハビリテーションをはじめとする医療専門職を派遣、参加した件数

- ① 介護事業者の質の向上支援
 - (1) アセスメント支援 139 件
 - (2) 地域ケア会議 91 件
 - (3) サービス担当者会議（ケアプラン原案）への助言 30 件
 - (4) その他 16 件
- ② 住民主体の集いの場の充実支援
 - (1) しゃんしゃん体操普及員の養成指導などの市民啓発 6 件

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

○健康寿命（65 歳以上の平均自立期間）

評価年度	（現状値）	（R03）	（R04）	（R05）
[目標]	女性 20.76 年 男性 17.55 年	女性 20.86 年 男性 17.71 年	女性 20.91 年 男性 17.79 年	女性 20.96 年 男性 17.87 年
[実績]	—	女性 21.03 年 男性 17.57 年		

※健康寿命は、算出に使用する統計データの公表の都合のため、各評価年度の2年前の数値が最新数値となります。

○胃・肺・大腸がん、子宮・乳がん検診受診率（平均値）

	（現状値）	（R03）	（R04）	（R05）
[目標]	45.6%	50%	50%	50%
[実績]	—	40.9%		

○地域リハビリテーション活動支援事業実施数

	（現状値）	（R03）	（R04）	（R05）
[目標]	155 件	160 件	165 件	166 件
[実績]	—	282 件		

課題と今後の取組

1. 健康寿命の延伸

- ① 保健事業と介護予防の一体的実施事業
 - 全市での実施を目指し、地域の各関係機関と連携して介入圏域を増やします。
- ② ①の事業における後期高齢者への個別支援と通いの場等への集団支援の実施（個別支援）
 - 低栄養防止事業
 - 身体的フレイル予防事業
低栄養防止（BMI の低い方への介入）事業と身体的（運動器）フレイルが疑われる方への介入の評価項目を分け、それぞれの専門職を加えて介入支援を行う体制を整えます。
 - 糖尿病性腎症重症化予防事業
より多くの圏域の対象者の実態把握を行うとともに、予防事業当日に会場に参加しなかった方への支援方法を検討します。

○健康状態不明瞭者等支援事業

令和2年度に対象者への全戸訪問で実施したが、健康な方と介入困難な方に二分され、訪問に拒否的な方も多かったことから介入方法に検討が必要と考えます。

(集団支援)

○対象圏域を拡大させるにつれて、中山間部や高齢化が進んでいる地域の高齢者サロン等を優先して介入を計画します。

2. 生活習慣病の発症と重症化の予防

① 国保特定健康診査

○ 健診を受ける必要性を周知するとともに、かかりつけ医療機関や身近な公民館、休日の健診等受けやすい体制を整え、定期的に健診を受けることで健康管理につながるよう、対象者のニーズや利便性を考慮したきめ細かな実施に取り組んでいきます。

② 国保特定保健指導

○ 実施率の向上に向けて、対象者の様々なニーズに合った方法で取り組んでいきます。

○ 保健指導を利用しないものの自分なりに生活習慣の改善を行いたいと考えている健診受診者は多いため、引き続き健康管理に有効な健康づくりに関する情報や啓発を行っていきます。

3. 地域における介護予防の推進

① しゃんしゃん体操の普及

○ 新たな普及員を養成し、地域での啓発活動を安定的に実施することが必要と考えます。普及員同士のつながりの醸成や、普及員が積極的に活動を行い、普及員活動を継続していけるような支援の体制について検討します。

② 健康出前講座の実施

○ 健康出前講座の際には、健康づくりの大切さとともに定期的な健診受診と早期発見の大切さを伝えています。

③ 地域活動の推進

○ 地域の身近な場所で気軽に健康づくり活動に参加できるよう、地域の組織や団体との連携を強化し更なる取組を進める。

○ 地区住民であればだれでも利用できる身近な集いの場である「ふれあいデイサービス」の更なる活用・発展を図る。

4. 介護予防・生活支援サービスの推進

○ 短期集中予防サービスを利用しやすい仕組み作りを進め、継続して事業評価を行います。

○ 引き続き、多様な介護予防・生活支援サービスの創設や介護予防ケアマネジメントの実施について検討を進めます。

5. 地域リハビリテーションの推進

○ 鳥取市全域の介護支援専門員のケアマネジメント能力の向上を地域の高齢者の介護予防および重度化防止の重要課題として捉え、令和3年度も地域包括支援センターの職員や介護事業者の専門職に対する医療専門職による助言・指導を中心に取り組みました。

○ このうち、短期集中予防サービスの利用に伴う包括支援センター職員によるアセ

スメント訪問やサービス終了後のモニタリング訪問に同行を新たに整備したことにより、介護支援専門員に対するアセスメント支援が充実してきました。

また、地域ケア会議の簡略化を試みたことにより、薬剤師、管理栄養士、リハビリテーション専門職などの地域ケア会議への参加が一時的に増加しました。

- 引き続き市の理学療法士 1 名による直営の事業展開に加え、委託型のリハビリ専門職や管理栄養士、歯科衛生士等の派遣事業を実施しています。今後、協力いただける専門職を人員、職種ともに増やしていくことと、利用手続きや調整事務の簡便化を図ることにより、事業の拡充を図っていきます。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

- … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）
 … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0102 社会参加の推進
----	--------------

現状と課題

- 要支援者等の状態に応じ、適切かつ効果的な支援を行うことで、自立支援・重度化防止の効果を高めることが求められています。
- 地域の中で継続的に介護予防活動を行うための環境整備の必要があります。
- 加齢に伴い虚弱になっても、継続して参加できる活動を広げる必要があります。
- 高齢者自身の力を活かし、担い手となることで自分自身の生きがいや介護予防にもつなげる必要があります。
- 閉じこもりなど活動に参加しない高齢者を把握し、何らかの活動につなげる必要があります。
- 介護予防の必要性について、市民の理解・浸透を図る必要があります。
- 就業や社会参加の意欲を持つ高齢者が、これまでの能力や経験を生かして、地域に貢献する生きがいづくりが求められています。
- 社会参加や学習意欲の高い高齢者が、元気に活動・交流できる機会の提供が必要です。
- 高齢者の活躍の場を創出するためには、就労のほか、ボランティア活動や子育て支援、介護分野などの幅広い分野に活動領域を拡大する必要があります。

第8期における具体的な取組

- 1. 地域の通いの場の充実と参加支援**
「ふれあい・いきいきサロン」の開催・開設支援、ボランティア活動の推進、老人クラブの育成支援、地域での趣味や教養活動の推進、生涯学習の推進、公共交通機関利用助成、高齢者介護予防支援バス・ボランティアバスの運行、敬老祝賀事業を実施し、高齢者の社会参加や生きがい活動を支援します。
- 2. 高齢者施設の運営**
 老人福祉センターの運営又は支援、老人憩いの家の管理、高齢者創作交流館の運営、佐治町屋内多目的広場の運営を行い、健康増進や教養の向上、レクリエーションの場等を提供します。
- 3. 高齢者の就労支援**
 （公財）シルバー人材センターの運営支援を行い、元気に就労する高齢者の増加に取り組みます。

目標（事業内容、指標等）

○通いの場への参加者数				
	（現状値）	（R03）	（R04）	（R05）
[目標]	8,451 人	9,000 人	9,500 人	10,000 人
参加率	15.5%	16.2%	16.9%	17.6%

指標の説明：高齢者人口に対する通いの場への参加する人の数

○健康寿命（65歳以上の平均自立期間）

（現状値） (R03) (R04) (R05)

〔目標〕 女性 20.76年 女性 20.86年 女性 20.91年 女性 20.96年

 男性 17.55年 男性 17.71年 男性 17.79年 男性 17.87年

指標の説明：当該年度の日常生活動作が自立している（要介護度2未満）の期間

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - その他の項目は自己評価を行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和3年度
----	-------

(実績評価)

実施内容						
1. 社会参加や生きがい活動への支援						
①地域の通いの場の充実と参加促進						
ふれあい・いきいきサロンの開催・充実支援						
[サロン開催箇所数] 387 箇所						
[サロン開催回数] 延べ 8,597 回						
② ボランティア活動の推進						
介護支援ボランティア活動に対して換金できる評価ポイントを付与することで、ボランティア活動の充実と活動的な高齢者の増加を図り、介護予防の取り組みを推進しました。						
区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
ボランティア登録者	人	150	147			
新規登録	人	16	3			
登録廃止	人	15	6			
評価ポイント交付金	千円	163	12			
③ 老人クラブの育成支援						
老人クラブ活動を支援し、高齢者の社会参加や仲間づくりに取り組みました。						
区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
単位老人クラブ						
組織数	クラブ	236	222			
会員	人	11,513	10,595			
④ 地域での趣味や教養活動の推進						
グラウンド・ゴルフやペタンク、囲碁や将棋、陶芸など、高齢者の趣味や教養に資する教室等を開催し、高齢者の社会参加や仲間づくりに取り組みました。						
⑤ 生涯学習の推進						
生涯学習講座「尚徳大学」を開催し、高齢者に学習機会を提供し、併せて高齢者の社会参加や仲間づくりに取り組みました。令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、実受講者数を減らして開催しました。コロナ前とはいきませんが、前年度と比べて延べ受講者数が倍増となりました。						
区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
尚徳大学						
実受講者	人	520	387			
延べ受講者	人	701	1,851			

⑥ 地域福祉基金事業

基金の運用益を活用し、地域福祉活動の充実に資する事業に取り組みました。令和元年度より「ふれあい型食事サービス」「となり組福祉員」「愛の訪問協力員」事業については鳥取市社会福祉協議会の自主事業となっています。

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ふれあい型食事サービス					
実施地区	地区	35	33		
配食回数	回	577	627		
延べ対象者	人	20,212	21,396		
となり組福祉員	人	1,796	1,507		
愛の訪問協力員	人	1,066	958		
地域・福祉活動コーディネーター	地区	7	6		

⑦ 公共交通機関利用助成

高齢者団体等が教養講座や研修等に参加するため貸切バス又は借上げバスを利用した際に、基本運賃の一部を助成することで、社会参加や仲間づくりに取り組みました。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく利用が減少しています。

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
公共交通機関利用助成	件	22	38		

⑧ 高齢者介護予防支援バス・ボランティアバスの運行

高齢者介護予防支援バスを運行し、高齢者の社会参加の促進に取り組んだ。また、ボランティアバスを運行し、市民の社会奉仕活動の促進に取り組みました。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく利用が減少しています。

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
高齢者介護予防支援バス	件	222	283		
ボランティアバス	件	16	18		

⑨ 敬老祝賀事業

各地区で開催される敬老会等の敬老祝賀事業に対して助成した。また、100歳以上の長寿者に対して、記念品等を贈呈し、長寿をお祝いしました。

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
100歳以上祝賀者	人	225	254		
助成地区	地区	41	41		

2. 高齢者施設の運営

- ① 老人福祉センター（市設置：佐治・鹿野、社協設置：国府・福部・気高・青谷）及び高齢者福祉センター（1施設）の運営
- ② 老人憩の家の運営（19館）

③ 高齢者創作交流館の運営（用瀬ふれあいの家・佐治町山王ふれあい会館）

④ 佐治町屋内多目的広場の運営

3. 高齢者の就労支援

① シルバー人材センターの会員登録の推進

シルバー人材センターの運営及び高齢者活用・地域雇用サポート事業（高齢者派遣事業）に対して助成した。

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

○通いの場への参加者数

	（現状値）	（R03）	（R04）	（R05）
[目標] 人数	8,451 人	9,000 人	9,500 人	10,000 人
参加率	15.5%	16.2%	16.9%	17.6%
[実績] 人数	—	7,606 人		
参加率	—	13.7%		

【再掲】○健康寿命（65歳以上の平均自立期間）

	（現状値）	（R03）	（R04）	（R05）
[目標] 女性	20.76 年	女性 20.86 年	女性 20.91 年	女性 20.96 年
男性	17.55 年	男性 17.71 年	男性 17.79 年	男性 17.87 年
[実績]	—	女性 21.03 年		
	—	男性 17.57 年		

課題と今後の取組

1. 社会参加や生きがい活動への支援

①地域の通いの場の充実と参加促進

ふれあい・いきいきサロンの開催・充実支援

- サロンへの支援は、市社協が地区社協を通じて行っており、実際にどのような内容で開催されているのか、実態把握（内容、場所、回数等）に課題がありました。加えて、サロンの世話役の担い手不足により活動内容や実施回数に苦慮することがあります。
- 今後は、個々のサロンの実態把握を進め、効果的な充実支援を行うための基礎情報を整理します。
- サロンの空白地域で、地域の福祉関係者に新たにサロン活動に取り組んでもらう働きかけや、既存のサロンの実施内容の充実に向けた助言、あるいは開催回数を増大させる働きかけを行い、ふれあい・いきいきサロンの充実を図っていきます。

② ボランティア活動の推進

- 介護支援ボランティアの登録者数は、事業を開始した H24 年度から 4 年程度は順調に増加していましたが、H27 年度以降は増加が鈍化しています。
- これは、事業開始当初は、従前から介護施設等でボランティア活動をされていた方

が、本事業に登録されたため高い増加となっていたものが、それが一巡したため増加が鈍化したものと思われます。また、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、微減となっています。今後、ボランティア活動を推進していくため、ポイントを付与できる箇所を拡大する検討も必要と考えます。

③ 老人クラブの育成支援

- 単位老人クラブの減少が続いており、加入促進のための啓発や魅力ある活動とするための取り組みを進める必要があります。
- 老人クラブ連合会のご意見を伺いながら、老人クラブの活性化に取り組んでいきます。

④ 地域での趣味や教養活動の推進

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、趣味の教室の参加者数が減少しているものの、継続的な活動による高齢者の社会参加や仲間づくりの推進に大きな役割を果たしていると考えられます。
- 参加者の確保につながるよう広報を継続しながら、趣味や教養に資する教室等を開催し、高齢者の社会参加や仲間づくり、生きがいづくり等を推進します。

⑤ 生涯学習の推進

今後も引き続き、高齢者の学習機会、社会参加、仲間づくりの場を提供していきます。

⑥ 地域福祉基金事業

- 地域・福祉活動コーディネーターは、地区社協が地域住民の中から選出して設置し、自分の暮らす地域の福祉の充実に取り組むボランティアです。市社会福祉協議会と連携して、コーディネーターの設置地区の増加と活動内容の充実に取り組めます。

⑦ 公共交通機関利用助成

⑧ 高齢者介護予防支援バス・ボランティアバスの運行

- 利用助成制度とバス事業を、適切に運用し、高齢者の社会参加、生きがいづくりを進める必要があります。

⑨ 敬老祝賀事業

- 100歳以上高齢者が年々増加しています。各地区で行われる敬老祝賀事業等と合わせて、今後どのような事業としていくのか検討が必要です。

2. 高齢者施設の運営

- 全体として施設が老朽化しており、修繕も多くなっています。
- 高齢者の安全・安心な施設利用を確保し、社会参加や生きがい活動に取り組んでいただけるよう、適切な維持管理に努めていきます。

3. 高齢者の就労支援

- 定年引上げや継続雇用制度の導入、ハローワーク鳥取管内の有効求人倍率高い状況が続く等より、会員の確保が課題となっています。
- 今後も、ハローワーク鳥取でもシルバー人材センターの情報提供を行うなど、様々な取組により会員の獲得を図っていきます。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0201 在宅医療・介護連携の推進
----	-------------------

現状と課題

- 高齢者は加齢に伴い、慢性疾患による受療が多い、複数の疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高い、認知症の発生率が高い等の特徴を有しています。
- 医療と介護の両方を必要とする高齢者が今後増加することが見込まれています。
- 病院と診療所、介護事業者が、在宅療養を必要とする高齢者を中心に連携を強化することが必要です。
- 人生の最終段階における医療や介護について、あらかじめ話し合い、また繰り返し話し合うことの必要性を市民に啓発していくことが必要です。

第8期における具体的な取組

1. 関係機関との連携の推進と課題の検討支援

医療・介護・福祉・行政機関が参画する「東部地区在宅医療介護連携推進協議会」、鳥取県東部医師会と東部地域1市4町で協働設置した「東部医師会在宅医療介護連携推進室」を中心に、在宅医療・介護連携を推進します。

2. 医療・介護関係者への支援

在宅医療・介護連携に関する相談窓口の運営、医療・介護関係者が参加する多職種研修会の企画・開催をします。

コロナ禍により集合研修の開催が難しいため、オンライン形式やYouTube配信による研修を開催します。

3. 住民啓発の推進

ACP（アドバンス・ケア・プランニング：人生会議）についての市民への情報提供、寸劇動画を活用した住民啓発学習会を開催します。

4. 在宅医療・介護の提供体制の構築推進

課題の抽出・対応策の検討、多職種研修による人材育成、情報共有のあり方、共通した情報ツール、情報の伝達方法など、各機関・各職種間の情報連携体制の構築に取り組みます。

目標（事業内容、指標等）

○医療・介護事業者へのアンケートによる連携達成度指数の平均値

（現状値） (R03) (R04) (R05)

[目標] ポイント 3.0 3.1 3.2 3.3

指標の説明：アンケート結果が全て「連携が概ね図れている」以上となった場合の平均値

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - その他の項目は自己評価を行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和3年度
----	-------

(実績評価)

実施内容
<p>1. 関係機関との連携の推進と課題の検討支援</p> <p>医療・介護・福祉・行政機関が参画する「東部地区在宅医療介護連携推進協議会」、鳥取県東部医師会と県東部圏域の1市4町で協働設置した「東部医師会在宅医療介護連携推進室」を中心に、在宅医療・介護連携推進事業を実施しています。また、一部の事業は、香美町、新温泉町とも連携し、連携中枢都市圏の取り組みとして実施しています。</p>
<p>2. 医療・介護関係者への支援</p> <ul style="list-style-type: none">○医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談窓口の運営 東部医師会在宅医療介護連携推進室で相談受付（令和3年度実績：4件）○医療・介護関係者が参加する多職種研修会の企画・開催（オンライン形式）<ul style="list-style-type: none">・初学者向け多職種“絆”研修 3回開催 参加者延べ173名・多職種連携在宅事例検討会 4回開催 参加者延べ197名○医療介護関係者に対するオンライン研修参加技能習得の支援<ul style="list-style-type: none">・“ZOOMのいろは”使い方初心者研修 3回開催 参加者延べ27名○認知症本人視点での研修動画のYouTube配信○その他YouTube配信研修動画「12分でわかるACP」、「わたしたちの地域包括ケアシステム」の配信
<p>3. 住民啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none">○改訂版ACPノート「わたしの心づもり」（連携中枢都市圏1市6町で作成）の増刷（4,820部）○ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の住民啓発学習会 17回開催 参加者延べ 322名（県東部圏域実績）○ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の医療・介護関係者向け周知研修 8回開催 参加者延べ 285名（県東部圏域実績）
<p>4. 在宅医療・介護の提供体制の構築推進</p> <ul style="list-style-type: none">○「入院・退院時におけるケアマネジャーと医療機関 連携・情報共有の手引き」の運用○医療系サービス利用確認のための様式（県東部圏域統一様式）の運用

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

○医療・介護事業者へのアンケートによる連携達成度指数の平均値

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標] ポイント	3.0	3.1	3.2	3.3
[実績]	—	3.1		

課題と今後の取組

1. 関係機関との連携の推進と課題の検討支援

医療機関と介護事業所の連携を進めるとともに、認知症や生活支援体制整備、介護予防・日常生活支援総合事業の各事業の実施機関と相互に連携して取り組むことが重要であり課題と考えています。

引き続き、鳥取県東部医師会と県東部圏域の1市4町で連携して事業継続していきます。生活圈・医療圏が共通する香美町、新温泉町とも連携を深めていきます。

また、本市西側の鳥取県中部地域との連携の必要性についても検討が必要です。

2. 医療・介護関係者への支援

東部医師会在宅医療介護連携推進室にて、関係者の相談窓口運営を継続します。

多職種研修会は、テーマによって参加する職種の偏りや参加者数に影響が出てしまうことが課題です。

今後は、コロナ収束後の研修参加の手段として、オンラインを併用した研修会の企画・運営について検討が必要です。

また、増加が予想されている認知症や看取りについての知識向上のため、ユーチューブ配信の活用も検討した研修の実施が必要です。

3. 住民啓発の推進

高齢者の子ども世代等幅広い年齢層への啓発が出来ていないのが課題です。

今後も、ACP ノート、寸劇DVD、地域包括ケアパンフレットを活用し、住民啓発学習会を継続開催します。

医療・介護関係者に対しては、医療・介護現場におけるACPの具体的な実践に向けた研修を実施し、入院や施設入所されている人またはその家族に対しACPを進める上で理解を深めていく必要があります。

4. 在宅医療・介護の提供体制の構築推進

医療・介護とも報酬算定要件として様々な情報収集、様式が散在しており、それぞれの職種・機関が必要とする情報の共有が難しい現状があります。

可能な限り情報の共有を簡素化、システム化し、関係者間の連携をスムーズにしていく必要があります。入退院時、在宅療養時、急変時、看取りの時期のそれぞれの場面に応じた課題の整理、検討を継続して進めていきます。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0202 包括的な支援体制の構築
----	------------------

現状と課題

- 高齢者福祉に関する相談が増大し、内容も複雑化・困難化してきています。
- 医療や介護等の専門職が連携した長期・継続的なケアマネジメントの後方支援、介護支援専門員への個別指導や相談対応、支援困難ケースへの指導・助言の取組みを強化する必要があります。
- 地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の最前線で高齢者支援に取り組む地域包括支援センターの機能を強化する必要があります。
- 高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止を推進するため、自立支援型ケアマネジメントの普及展開を図る必要があります。

第8期における具体的な取組

1. 包括的支援事業の推進

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がそれぞれの専門性を活かして、連携しながら一つのチームとして総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援に取り組めます。

2. 地域包括支援センターの体制の強化及び地域包括ケアシステムの推進

地域包括支援センターの職員体制の充実・強化、地域包括支援センターの質の向上、地域共生社会の実現に向けた地域包括支援センター機能の検討、地域福祉相談センターとの連携強化に取り組めます。

3. 地域ケア会議の推進

地域の医療や介護、福祉等の専門職で構成する『自立支援型「地域ケア会議」』を開催し、介護支援専門員のケアマネジメント力の向上と、高齢者の自立支援の充実に取り組めます。

目標（事業内容、指標等）

○地域ケア会議の検討ケース数

	（現状値）	(R03)	(R04)	(R05)
[目標] ケース数	52	120	180	240

指標の説明：担当エリアを持つ地域包括支援センターで実施する
地域ケア会議の検討ケース数

○地域ケア会議による地域課題の集約

	（現状値）	(R03)	(R04)	(R05)
[目標] 件数	—	0	5	10

指標の説明：多職種連携による地域ケア会議を通じて「地域課題の解決」や「政策提言」が行われた数

○1 包括当たりの高齢者人口

(現状値) (R03) (R04) (R05)

[目標] 人/包括 8,000 6,000 6,000 6,000

指標の説明：年度末の地域包括支援センター数に対する高齢者人口の平均

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - その他の項目は自己評価を行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和3年度
----	-------

(実績評価)

実施内容

1. 包括的支援事業の推進

- 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がそれぞれの専門性を活かして、連携しながら一つのチームとして総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントに取り組みました。

2. 地域包括支援センターの体制の強化及び地域包括ケアシステムの推進

- 地域包括支援センターの機能強化を図り、より地域に密着したセンターとするため、3つの地域包括支援センターを新設拡充、鳥取西地域包括支援センター（現在は鳥取市西部地域包括支援センターに名称変更）を運営委託しました。
- 地域包括支援センターへの介護保険サービス利用などの取次窓口業務を委託していた「地域介護支援センター」を見直して、平成30年11月に地域福祉相談センターを開設し（令和元年度末時点25ヶ所）、様々な福祉に係る問題を身近なところで気軽に相談できる体制の充実を図りました。

3. 地域ケア会議の推進

- 地域包括支援センターごとに自立支援型地域ケア会議を開催することとし、新設さ

れたセンターが試験的に実施したものを含め、全ての地域包括支援センターで実施することができました。

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

○地域ケア会議の検討ケース数

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標] ケース数	52	120	180	240
[実績]	—	78		

○地域ケア会議による地域課題の集約

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標] 件数	—	1	5	10
[実績]	—	0		

○1 包括当たりの高齢者人口

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標] 人/包括	8,000	6,000	6,000	6,000
[実績]	—	5,546		

課題と今後の取組

1. 包括的支援事業の推進

- 高齢者以外の分野の相談も受止め、適切な支援につなげる包括的な支援体制づくりが必要。
- 包括的支援事業の適切な実施の確保に向けて、引き続き地域包括支援センターの再編・拡充に取り組むとともに、地域密着型地域包括支援センターの後方支援を行う基幹型センターの設置に向けた準備を行う。（以下2のとおり）
- 複合的な課題を抱えるケースや、家庭内で高齢者以外にも支援が必要であるなど、包括支援センター単独での対応が困難な事例に対処するため、各機関が連携して支援し、ケースの引継ぎをするための枠組みが求められます。
- 令和4年度より、本市が重層的支援体制整備事業の取り組みを開始することにより、この事業での地域包括支援センターの役割等を議論、検討する必要があります。

2. 地域包括支援センターの体制の強化及び地域包括ケアシステムの推進

- 令和4年度は、鳥取中央地域包括支援センターを基幹型方保活支援センターに位置付け、各委託包括支援センターの指導、後方支援等を行います。

国府中学校区及び福部学園校区に、圏域を担当する地域密着型センターを設置し社会福祉法人での運営委託を行うとともに、直営での運営中の湖東中学校区も、社会福祉法人での運営委託に取り組みます。

<再編・拡充（案）>

基幹型センター（市直営）1ヶ所

市の専門職を集中配置し全市域を担当する。

委託型の地域包括支援センターの後方支援や司令塔の役割を担う。

地域密着型センター（社会福祉法人に委託）10ヶ所

地域の実情と高齢者人口6千人を目安（国基準）に再編し、地域密着型の充実を図る。

社会福祉法人等に委託して10ヶ所まで増設する。

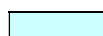
- 地域包括支援センター職員のアセスメント支援等を通じて、資質向上を図ります。

3. 地域ケア会議の推進

- 新設の地域包括支援センターを含む全10か所の地域包括支援センターで地域ケア会議を実施できることを課題に事業の推進に取り組みました。全包括支援センターでの開催には至りましたが、提出事例の調整や事前打合せ、助言者への出席依頼、当日の会議運営など、事務局となる包括支援センターの負担は多く、現在の方式で検討ケース数を大幅に増やすことは難しいと考えられます。
- 地域課題を検討する地域ケア会議としての検討には至っていませんが、これまでも多様な方法で地域の関係者や部署により地域課題について検討し、解決に至ったケースも多くあり、そのような現況の取りまとめを地域ケア会議として整理して集約していく必要があると考えます。
一方、個別ケースを検討する地域ケア会議では、ケアマネジャーとサービス提供事業所の間での情報交換が十分に行われていない事例や生活状況のアセスメントが不十分なケースが散見されますが、地域ケア会議を開催することで利用者の状況把握、より介護予防や重度化防止に資する支援方法の検討に繋がっています。
- より効率的な地域ケア会議の開催方法を検討しながら、市内のより多くの介護支援専門員が地域ケア会議による支援を受けられ、またより多くの専門職が地域ケア会議に参加できるように努めます。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

 … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

 … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0203 認知症施策の推進
----	---------------

現状と課題

- 高齢者人口の増加に伴って認知症の人の数も増える中で、認知症に起因する地域でのトラブルや、認知症により行方不明となり警察に保護される高齢者等も増加しています。
- 認知症への理解を深め、認知症の人の日常生活における地域での見守り体制の構築と、警察との情報交換・連携強化が必要となります。
- 認知症の見守りを行う協力店の登録事業を行っていますが、拡大に課題があります。また、意欲のある認知症サポーターを具体的な活動につながる取り組みを検討する必要があります。
- 認知症の人の家族や介護者の負担感の軽減も重要な問題で、居場所づくりや介護者支援の充実が求められています。
- 認知症の診断を受けていない、あるいは診断を受けないまま認知症が進行してから地域包括支援センターへの相談に繋がるケースが多くあります。
- 認知症の早期診断・早期対応に向けた体制整備が必要となっていますが、本人の認知症に対する偏見から敬遠する場合や関係機関との日々の業務連携に課題があります。医療と介護の連携強化が必要です。
- 認知症の人への支援を考えるにあたっては、当事者の思いを把握することが不可欠です。今後も継続して当事者の思いの把握に努め、既存の事業の見直しも含め、本市の施策に反映させていく必要があります。

第8期における具体的な取組

1. 認知症の本人とともに築く支え合う地域づくり

認知症の啓発活動、認知症サポーター養成講座の開催とサポーターの活動支援、認知症高齢者等安心見守り登録事業の普及、認知症高齢者等位置検索システムの利用支援、認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店登録事業の普及、認知症本人ミーティングの活動支援に取り組みます。

2. 介護者支援の充実

認知症カフェの支援、認知症介護家族によるピアサポートの支援、家族相談員の設置、認知症高齢者等やすらぎ支援派遣事業の実施に取り組みます。

3. 早期診断・早期対応による生活支援の充実

認知症初期集中支援チームの活動、認知症ケアパスの普及、認知症地域支援推進員の設置、おれんじドアとっとりの開催、認知症本人相談員の設置、若年性認知症の人

への支援、在宅医療・介護連携の推進での取組との連携強化に取り組みます。

目標（事業内容、指標等）

○認知症の人の大声や暴力、歩き回るなどの行為は必要が満たされない時に起こると思うものの割合

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	45.6%	—	—	増加

○認知症は、記憶力が低下し判断することができないので、日々の生活をこちらで決めてあげる必要があると思うものの割合

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	52.7%	—	—	減少

指標の説明：認知症の人への理解：認知症の人の行動・心理症状を理解しているかどうか、また、認知症の人が自己決定をすることの必要性を理解しているかどうか。

○自分が認知症になったら、周りの人に助けてもらいながら自宅での生活を続けたい人の割合

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	58.3%	—	—	増加

○認知症の人でも地域活動に参加したほうがよいと思う人の割合

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	46.9%	—	—	増加

指標の説明：認知症の人との共生：認知症の人が自宅生活を継続すること、役割を持って参加するとよいということを肯定的にとらえられるかどうか。

○家族が認知症になったら近所の人に知ってほしいと思う人の割合

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	68.7%	—	—	増加

指標の説明：認知症の人とその家族、地域の受援力：認知症を近所の人などに知らせることができるか、雑談することは恥ずかしくないと感じるか。

○認知症サポーターの養成

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	18,323人	18,860人	19,200人	22,323人

指標の説明：「認知症サポーター」の養成講座の延べ受講人数

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して評価し、改善に反映させる。
 - その他の項目は自己評価を行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度 令和3年度

(実績評価)

実施内容

1. 認知症の本人とともに築く支え合う地域づくり

① 認知症サポーター養成講座

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
認知症サポーター養成講座	回	13	17		
年度受講者	人	217	320		
延べ受講者	人	18,540	18,860		
キャラバン・メイト	人	333*	365		
新規登録	人	14	12		
登録廃止	人	19	8		

※キャラバンメイト数に関しては、計上方法を見直しし、全国キャラバンメイト連絡会名簿に名前がある者を計上した。

② 認知症高齢者等安心見守り登録事業の普及

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
安心見守り登録事業登録者	人	185	175		
新規登録	人	59	63		
登録廃止	人	18	64*		

※令和3年度に全件モニタリングを実施し、寝たきりや施設入所等による廃止を一斉に把握したため。

③ 認知症高齢者等位置検索システムの利用支援

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用助成	件	2	2		

④ 認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店の普及

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ご近所見守り応援団協力店	件	61	156		
新規登録	件	11	95		
登録廃止	件	0	0		

⑤ 本人ミーティングへの参加

認知症の当事者同士が自分たちの悩みや希望していることを話し合う「本人ミーティング」に参加し、認知症の当事者の思いを伺い、今後の取り組みの参考にするとともに、本人ミーティングの安定的な開催を確保するため、県と連携して支援体制を構築しました。

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
本人ミーティングへの参加	回	5	4		

2. 介護者支援の充実

① 認知症カフェの支援（運営補助金）

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
認知症カフェへの助成	箇所	3	4		

③ 認知症高齢者等やすらぎ支援員派遣事業

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
やすらぎ支援員登録者数	人	60	57		
新規登録	人	0	1		
登録廃止	人	8	4		
利用者数					
実利用者	人	20	14		
延べ利用者	人	134	166		

3. 早期診断・早期対応による生活支援の充実

① 認知症初期集中支援チームの活動

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
認知症初期集中支援チーム	チーム数	3	10		
支援件数	件	15	16		

② 認知症ケアパスの普及

「認知症安心ガイドブック」を地域包括支援センター、民生委員・児童委員、医療機関、居宅介護支援事業所等へ配布し、相談支援に用いました。

③ 認知症地域支援推進員の設置

認知症地域支援推進員を設置し、認知症カフェの運営指導・支援や本人・家族への相談支援を行いました。

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
認知症地域支援推進員	人	6	8		
認知症カフェへの支援	箇所	9	10		
相談・支援件数	延べ件数	358	1417		

④ おれんじドアとっとりの開催

認知症の本人によるピアカウンセリングとして月1回、認知症疾患医療センターの協力を得て開催。本人相談員との出会いが、参加者を前向きにし、新たなつながりをつくりました。

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
おれんじドアとっとり	回	11	11		
参加者	延べ人数	9	15		

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

評価指標は、健康と暮らしの調査の調査項目より評価指標として設定。次回調査は令和4年度を予定している。

課題と今後の取組

1. 認知症の本人とともに築く支え合う地域づくり

① 本人発信の支援と役割の保持

- 認知症の本人の声や、認知症の本人が役割を持って生活していることを多くの人に発信することは、社会全体の認知症への理解を深めるために非常に重要です。
- 認知症の本人の声を聴き、認知症地域支援推進員が中心となりながら認知症本人大使「希望大使」とともに様々な機会を通じて本人の声の発信に取り組みます。
- 認知症になってからも役割をもって暮らせるよう、身近な地域における通いの場を本人とともに拡充していきます。

② 認知症サポーター養成講座の開催

- 教育機関や日々の暮らしの中で接する機会の多い小売業・金融機関・公共交通機関等へ理解を深める必要があります。各関係機関に認知症サポーター養成講座受講の働きかけを強化します。
- 講座の講師役となる認知症キャラバン・メイトのスキルアップ研修の開催や共通教材の作成、熟練のキャラバン・メイトによる伝達研修の開催など認知症キャラバン・メイトの実働人員の増、スキルアップに取り組みます。

③ 認知症になっても安心して外出できる環境づくり

- 認知症の本人と家族の声を聴きながら、既存の見守り支援事業、外出支援事業の見直しを図っていきます。

2. 介護者支援の充実

① 介護者同士のピアサポート支援の充実

○認知症カフェや、認知症介護家族の集いを通じて、介護者同士が出会い、思いを吐露、共有できる場を充実させていきます。

③ 認知症高齢者等やすらぎ支援員派遣事業

○利用を希望される方に対して対応できる支援員の高齢化も進み、実働できる人員が限られています。やすらぎ支援員の新規養成に取り組みます。

○核家族化が進行し、別居の家族が通いながら介護をしている実態も多くなっています。社会の状況に合わせた介護者支援を検討していきます。

3. 早期診断・早期対応による生活支援の充実

① 認知症初期集中支援チームの活動

○地域包括支援センターごとに設置している初期集中支援チームをさらに活性化させ、支援の拡充を行います。

② 認知症ケアパスの改訂

○認知症の本人、介護家族、認知症サポート医、ケアマネジャー、認知症疾患医療センター、認知症地域支援推進員等で組織するケアパス作成委員会を設置し、現在のケアパスの改訂にむけて取り組みます。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

- … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）
 … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0204生活支援サービスの充実
-----------	-----------------

現状と課題

- 公的サービスのみで高齢者の生活を支えることはできないため、民間事業者やNPOや福祉事業者、地縁組織などが、多様な生活支援サービスを提供し、地域福祉の担い手となることが期待されています。
- 地域福祉活動などの「互助」の取組みを一層広げていくことで、高齢者が介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりが求められています。
- 介護が必要な人やその家族、あるいはひとり暮らし高齢者の世帯といった福祉の支援が必要な人が、自立し安定した日常生活を送ることができるよう、高齢者福祉サービスを提供する必要があります。

第8期における具体的な取組

1. 生活支援体制の充実

地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の配置、鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会（第1層協議体）の在り方、方向性も含め、市担当部署や関係機関と検討、各地域の話し合いの場（第2層協議体）の設置に取り組みます。

2. 在宅生活を支援する福祉サービスの推進

ファミリー・サポート・センター（生活援助型）により、65歳以上の高齢者やその家族等に対して地域の中で安心生活を支援するサービスを提供します。

目標（事業内容、指標等）

○協議体の設置数

	（現状値）	（R03）	（R04）	（R05）
〔目標〕	7カ所	9カ所	10カ所	11カ所

指標の説明：地域の各種団体関係者で話し合う場の設置数

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - その他の項目は自己評価を行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和3年度
----	-------

(実績評価)

実施内容

1. 生活支援体制の充実

①地域支え合い推進員による活動の推進

鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会の場で第3層協議体、第2層協議体の成立要件や課題、地域支え合い推進員の関わり等を、多機関で検討しました。

地域支え合い推進員が、地域に出向いて、地域で取組まれている様々な活動（地域にあるサービスやその担い手等）や日常生活上の困りごとの把握、取り組みの充実や課題解決等について地域の福祉関係者と一緒に検討したり、地域福祉の充実に向けて定期的に集まって話し合う場（第2層協議体）の設置に向けて取り組みました。

(集計時点：年度末)

区 分		単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
地域支え合い推進員		配置数	6	6		
地域での情報交換等活動 地域訪問活動（サロン等）		回	653	1,010		
協議体						
第1層		箇所	1	1		
第2層	設置済	箇所	3	5		
	協議中	箇所	38	36		

2. ファミリー・サポート・センター（生活援助型）の運営支援

買い物や食事、あるいは通院時の付き添いなど簡易な家事援助を受けたい高齢者と支援者の仲介を行いました。

(集計時点：年度末)

区 分	単 位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ファミリー・サポ-ト・セ-ンター (生活援助型)	依頼会員	514	490		
	協力会員	200	201		

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

○協議体の設置数

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	7カ所	9カ所	10カ所	11カ所
[実績]	—	6カ所		

課題と今後の取組

1. 生活支援体制の充実


①地域支え合い推進員による活動の推進


- 鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会（第1層協議体）の運営方法、課題等を随時検討し、第1層協議体の充実発展に取り組みます。また、未設置地域への第2層協議体の設置と協議体活動の推進が必要です。
- 地域支え合い推進員は、地域に出向いて精力的に活動していますが、中には深く関わることができない地区もあり、手探りで取り組みを進めています。
- 生活支援体制の充実には、地域支え合い推進員の活動に加えて、地域活動に携わる福祉人材の充実や、地区で活動する団体、地区公民館、地域包括支援センター間の連携強化も重要であり、鳥取市地域福祉推進計画の施策においても取り組みを進めます。
- さらに、地域にすでにある話し合いの場を把握し、そこに関わりながら、具体的な福祉活動につなげることができるよう取り組みます。また、住民や専門職等と一緒に議論するため、地域の様々なデータを把握できる地域アセスメントシートが必要。
- 具体的な福祉活動につなげるため、また地域課題の把握、解決に向け、地域支え合い推進員は、今まで以上に地域住民の個別課題の把握、支援に関係機関と協力し取り組みます。
- 令和4年度は重層的支援体制整備事業との連動が求められ、相互に制度を理解し、相談体制の構築、関係機関との連携を深めていることが必要です。

②ファミリー・サポート・センター（生活援助型の運営支援）

- ファミリー・サポート・センター（生活援助型）は、会員同士をマッチングして軽度な生活支援を有償ボランティアで提供する仕組みとして、重要な取り組みですが、支援を依頼する会員の数に対して、高齢化のため協力する会員の確保が難しい状況となっています。
- 登録のみで現在依頼及び活動の実態のない会員も多いため、年度末に全会員対象に更新意向調査を行い会員の整理を行っています。今後も、運営を委託している市社会福祉協議会と連携して課題整理を行い、協力会員の増加に向けて取り組みます。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

 … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

 … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0205 高齢者福祉サービスの提供
----	-------------------

現状と課題	
<p>○ NPOや福祉事業者、地縁組織などが、多様な生活支援サービスを提供し、地域福祉の担い手となることが期待されています。</p> <p>○ 地域福祉活動などの「互助」の取組みを一層広げていくことで、高齢者が介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりが求められています。</p> <p>○ 介護が必要な人やその家族、あるいはひとり暮らし高齢者の世帯といった福祉の支援が必要な人が、自立し安定した日常生活を送ることができるよう、高齢者福祉サービスを提供する必要があります。</p>	
第8期における具体的な取組	
<p>1. 在宅生活を支援する福祉サービスの推進</p> <p>安心ホットラインサービスなど在宅での安心生活を支援するサービスの提供や、家族介護用品購入費助成など家族介護者を支援するサービスを提供します。</p>	
目標（事業内容、指標等）	
<p>※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。</p>	
目標の評価方法	
<ul style="list-style-type: none"> ● 時点 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 中間見直しあり <input checked="" type="checkbox"/> 実績評価のみ ● 評価の方法 <ul style="list-style-type: none"> ○ 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。 ○ その他の項目は自己評価を行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。 	

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和3年度
----	-------

(実績評価)

実施内容						
1. 在宅生活を支援する福祉サービスの推進						
高齢者が安心して在宅での生活が送れるよう、また家族介護者を支援するため、各種サービスの提供に取り組みました。 (集計時：年度末)						
区 分	サービス名	単 位	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
在宅福祉サービス	安心ホットラインサービス	設置台数	283	261		
	福祉電話設置援助サービス	貸与数	44	48		
	寝具丸洗い消毒サービス	利用者数	38	45		
	日常生活用具購入助成サービス	助成件数	2	2		
	生活管理指導短期宿泊サービス	利用者数	2	11		
	軽度家事援助サービス	延べ利用者数	10	0		
	はり、灸、マッサージ施術費助成	利用者数	221	182		
家族介護者支援サービス	家族介護用品購入費助成	利用者数	98	95		
	家族介護慰労金支給	支給件数	1	0		
自己評価結果 (※評価指標を定めていない項目は記載しない。)						
※指標 (目標値) は定めていない。						
課題と今後の取組						
1. 在宅生活を支援する福祉サービスの推進						
○ 介護人材が不足するなか、訪問介護事業所数も減少するなど、本市の在宅生活の支援サービスは大きな課題を抱えています。移動支援 (買い物支援等) の需要があり、充実に向けて検討が必要です。						

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0206 権利擁護施策の推進
-----------	----------------

現状と課題										
<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢化の進行とともに、認知症等により判断能力が不十分な人が増加しています。 ○ 法律行為における意思決定が困難な高齢者に対し、成年後見人等がその判断を補い、その人の生命や財産を擁護する体制の充実が求められています。 ○ 高齢者虐待の早期発見や、関係機関が連携した早期対応により、高齢者の安全を確保する体制の充実が必要です。 										
第8期における具体的な取組										
<p>1. 成年後見制度の利用促進</p> <p>とっとり東部権利擁護支援センターを中核機関として委託、成年後見制度利用支援事業（申立費用、後見人等報酬助成）、市長による法定後見の開始の審判の申立てに取り組みます。</p> <p>2. 高齢者虐待の防止及び早期発見</p> <p>地域包括支援センターを中心とした高齢者虐待対応、短期宿泊による虐待者との分離・保護、やむを得ない措置による虐待者との分離・保護、「高齢者虐待防止ネットワーク協議会」の開催に取り組みます。</p>										
目標（事業内容、指標等）										
<p>○市民後見人候補者名簿登録者数</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（現状値）</td> <td style="text-align: center;">（R03）</td> <td style="text-align: center;">（R04）</td> <td style="text-align: center;">（R05）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[目標]</td> <td style="text-align: center;">7人</td> <td style="text-align: center;">9人</td> <td style="text-align: center;">11人</td> <td style="text-align: center;">13人</td> </tr> </table> <p>指標の説明：成年後見人等としての活動を希望し、市民後見人候補者名簿に登録した当該年度末の市民の人数</p>		（現状値）	（R03）	（R04）	（R05）	[目標]	7人	9人	11人	13人
	（現状値）	（R03）	（R04）	（R05）						
[目標]	7人	9人	11人	13人						
目標の評価方法										
<ul style="list-style-type: none"> ● 時点 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 中間見直しあり <input checked="" type="checkbox"/> 実績評価のみ ● 評価の方法 <ul style="list-style-type: none"> ○ 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して評価し、改善に反映させる。 ○ その他の項目は自己評価を行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。 										

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和3年度
----	-------

(実績評価)

実施内容

1. 成年後見制度の利用促進

○ 県、東部4町とも連携して、とっとり東部権利擁護支援センターへの運営支援を行いました。

区 分	単 位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
センター運営実績					
延べ相談件数	件	1362	1563		
法人後見受任件数	件	61	76		

○ 成年後見人制度利用支援事業及び市長による法定後見の開始の審判の申立てを実施しました。

区 分	単 位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
成年後見制度利用支援事業実績					
申立費用助成	件	29	24		
後見人等報酬助成	件	77	91		
市長申立	件	28	20		

2. 高齢者虐待の防止及び早期発見

地域包括支援センターを中心に養介護施設従事者等による虐待の通報、養護者による虐待の通報等について対応し、必要に応じて短期宿泊による虐待者との分離・保護を行いました。

区 分	単 位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
高齢者虐待対応実績					
養介護施設従事者等による虐待の通報への対応	件	7	7		
養護者による虐待の通報等への対応	件	52	43		
短期宿泊等による分離・保護	件	13	12		

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

○市民後見人候補者名簿登録者数

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	7人	9人	11人	13人
[実績]	—	10人		

課題と今後の取組

1. 成年後見制度の利用促進


- 平成27年度より市民後見人養成講座を開催しているが、近年受講者数伸び悩み、講座内容の見直しの検討が必要です。令和3年度の受講修了者数は13人でした。令和3年度末時点で市民後見人受任件数は12件ですが、市民後見人候補者名簿登録者は全員、後見人等を受任しており、さらに一部の人は複数受任されている状況です。今後さらなる候補者育成が必要です。
- 次年度以降も、とっとり東部権利擁護支援センターへの地域連携ネットワークの中核機関の運営委託、成年後見制度利用支援事業、市長による法定後見の開始の審判の申立てに取り組み、成年後見制度の利用を促進します。
- さらに、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、法人後見受任団体で構成される「受任調整会議」を行い適切な後見人候補者の選定を行います。
- 成年後見制度の円滑な利用の確保に向け、法人後見の拡充が必要です。

2. 高齢者虐待の防止及び早期発見

- 次年度以降も、地域包括支援センターを中心とした高齢者虐待対応、介護事業者への啓発、「高齢者虐待防止ネットワーク協議会」の開催に取り組みます。
- 養護者虐待及び施設虐待を防止するための取り組みを行うとともに、自らSOSを発信できない人を把握し、支援につなげる仕組み作りが必要です。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

 … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

 … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0207 状況に応じた施設・住まいの確保
----	----------------------

現状と課題

- 高齢者の状態に応じた多様な施設・居住系サービスを提供することで、介護が必要な高齢者が必要に応じて住まいを選択できる環境づくりが必要です。
- 高齢者の身体状況、環境や経済状況などの多様な状態やニーズに応じた施設・住宅の確保が必要です。
- 高齢者が在宅での生活を継続できるよう身体機能に応じた居住環境の整備が必要です。
- 一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯等が、安心して暮らすことができる住まいの確保が必要です。
- 高齢者が、住まいについて安心して気軽に相談できる窓口が必要です。
- 高齢者の住まいに関する相談に対し、必要に応じて伴走型の支援を行うことが必要です。

第8期における具体的な取組

1. 施設・居住系の介護サービスの充実（再掲）

様々なサービスを利用して在宅生活が困難な高齢者の施設・居住系サービスのニーズに対応するため、住み慣れた地域での住み替えが可能となる認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）の小規模施設の整備を行い、居住形態・サービスの多様な選択肢の確保を図ります。

2. 多様な高齢者向け住宅の確保

養護老人ホーム、生活支援ハウス、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、高齢者向け公営住宅（シルバーハウジング）について、適切な運営、既存施設の有効利用等に取り組みます。

3. 安全・安心な居住環境の確保

住宅改修・介護予防住宅改修、高齢者居住環境整備助成、住宅改修指導、住宅改修申請等支援に取り組みます。

4. 住宅確保要配慮者への支援

鳥取県居住支援協議会に参画し、鳥取県あんしん賃貸支援事業（あんしん賃貸住宅の登録、入居相談、住宅情報の提供等）の推進を図ることで、高齢者の住まいの確保

に取り組みます。

5. 地域包括支援センターや中央人権福祉センターによる相談支援の推進

- ① 地域包括支援センターは、高齢者の住まいに関する様々な相談対応や情報提供に努め、高齢者がそれぞれの置かれた状況に応じ適切に住宅を改修したり、施設・居住系サービスなど新たな「住まい」を選択できるよう支援します。
- ② 中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター）は、保証人や緊急連絡先が確保できず、賃貸住宅へ入居ができない人などからの相談に対し、住まいの確保に向けた伴走型の支援に取り組みます。さらに、相談者が入居した後も支援を継続することにより、賃貸住宅所有者の「賃貸リスク意識の払拭」を図ります。

目標（事業内容、指標等）

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して評価し、改善に反映させる。
 - その他の項目は自己評価を行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和3年度
----	-------

（実績評価）

実施内容
<p>1. 施設・居住系の介護サービスの充実（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none">○ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）及び地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）の整備に係る公募を行い、認知症高齢者グループホームについて2事業者、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）について4事業者、地域密着型特定施設入居者生活介護について1事業者を指定予定事業者

として選定しました。

<計画における整備数>

【認知症対応型共同生活介護】

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定
A 圏域	北・中ノ郷・西・福部未来学園	2ユニット(定員 18 人)	応募なし
B 圏域	東・南・桜ヶ丘・国府	2ユニット(定員 18 人)	1 施設 1 ユニット
C 圏域	江山学園・高草	次のいずれか	1 施設
D 圏域	湖東・湖南学園	C 圏域及びD 圏域に1 ユニット (定員9人) もしくは C 圏域又は D 圏域に2ユニット (定員18人)	D 圏域に 2ユニット

【特定施設入居者生活介護】

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定
A 圏域	北・中ノ郷・西・福部未来学園	・新規開設 100 床分 (1 施設定員 30 人以上) ・転換 50 床分	3施設 計 26 床転換
B 圏域	東・南・桜ヶ丘・国府		応募なし
C 圏域	江山学園・高草		1 施設 24 床転換
D 圏域	湖東・湖南学園		応募なし
E 圏域	河原・千代南(旧用瀬・旧佐治)		応募なし
F 圏域	気高・鹿野学園・青谷		応募なし

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定
A 圏域	北・中ノ郷・西・福部未来学園	転換 87 床分 (定員 29 人×3 施設)	応募なし
B 圏域	東・南・桜ヶ丘・国府		応募なし
C 圏域	江山学園・高草		応募なし
D 圏域	湖東・湖南学園		1 施設 28 床
E 圏域	河原・千代南(旧用瀬・旧佐治)		応募なし
F 圏域	気高・鹿野学園・青谷		応募なし

2. 多様な高齢者向け住宅の確保

- 本市が設置している養護老人ホーム「なごみ苑」、生活支援ハウス、高齢者向け公営住宅（シルバーハウジング）について、適切に運営を確保し、支援が必要な入居希望者に対応しました。
- 民間事業者が設置している軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームについて、必要に応じて事業者からの相談に対応し、適正な運営を支援しました。
- サービスの質の確保を図るため、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに対して計画的な一般監査を、また有料老人ホームに対しては立入検査を行い、新型コロナウイルス感染症の影響のため Web で集団指導を実施しました。

【市内施設の定員】

区分	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
養護老人ホーム	人	90	90		
生活支援ハウス	人	50	50		
いなば幸朋苑	人	20	20		
高草あすなろ	人	20	20		
青谷	人	10	10		
軽費老人ホーム	人	280	280		
サービス付き高齢者向け住宅	人	470	530		
有料老人ホーム	人	478	659		
高齢者向け公営住宅	人	50	50		
湖山団地	人	18	18		
賀露団地	人	8	8		
大森団地	人	3	3		
材木団地	人	10	10		
湯所団地	人	11	11		

3. 安全・安心な居住環境の確保

高齢者が住み慣れた住宅で安心して在宅生活が継続できるよう、身体機能に応じた居住環境整備に取り組みました。

区分	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
介護保険住宅改修	件	719	730		
住宅改修	件	408	396		

	介護予防	件	311	334		
	高齢者居住環境整備事業	件	4	7		
	住宅改修指導事業	件	4	7		
	住宅改修申請等支援事業	件	37	21		

4. 住宅確保要配慮者への支援

鳥取県居住支援協議会に参画し、鳥取県あんしん賃貸支援事業（あんしん賃貸住宅の登録、入居相談、住宅情報の提供等）の推進を図ることで、高齢者の住まいの確保に取り組みました。

5. 地域包括支援センターや中央人権福祉センターによる相談支援の推進

① 地域包括支援センター

高齢者からの住まいに関する様々な相談に対し、それぞれの置かれた状況に応じて適切に住宅改修等の提案や施設・居住系サービスなど新たな「住まい」の情報提供を行いました。

② 中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター）

住まいを確保することが困難な高齢者に対し、住まいの相談から民間賃貸住宅の情報提供、住まいが決まるまでの支援を実施してきました。さらに支援が必要な高齢者に対しては、フォローアップを継続的に行いました。

R3年度：相談者数（高齢者） 144人

内、住まいに関する相談件数 29件

内、住まいを確保するまでの支援件数 13件

内、入居後も支援を継続している件数 0件

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

※指標（目標値）は定めていない。

課題と今後の取組

1. 施設・居住系の介護サービスの充実（再掲）

○ 認知症高齢者グループホームについては、公募した圏域のうち応募のない圏域が1つありました。特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）については、転換50床分は計画通り整備ができましたが、新規開設100床分には応募がありませんでした。地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）については、1施設分だけ整備できました。引き続き、計画している施設・居住系介護サービスの整備に取り組めます。

2. 多様な高齢者向け住宅の確保

○ 本市が設置している養護老人ホーム「なごみ苑」、生活支援ハウス、高齢者向け公営住宅（シルバーハウジング）について、適切な運営を確保し、支援が必要な入居

希望者に対応していきます。

- 民間事業者が設置している軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームについて、事業者からの相談に対応し、適切な運営を支援します。また、新規設置の相談に対応し、サービス量の拡充に取り組みます。
- 養護老人ホーム及び軽費老人ホームに対して計画的な一般監査を、また有料老人ホームに対しては立入検査や集団指導を実施し、サービスの質の確保に取り組みます。

3. 安全・安心な居住環境の確保

- 住宅改修・介護予防住宅改修、高齢者居住環境整備助成、住宅改修指導、住宅改修申請等支援により、高齢者の居住環境整備の支援に取り組みます。
- リハビリ専門職等の知見を活用した、効果の高い住宅改修とする必要があります。

4. 住宅確保要配慮者への支援

鳥取県居住支援協議会に参画し、鳥取県あんしん賃貸支援事業（あんしん賃貸住宅の登録、入居相談、住宅情報の提供等）の推進を図ることで、高齢者の住まいの確保に取り組みます。

5. 地域包括支援センターや中央人権福祉センターによる相談支援の推進

① 地域包括支援センター

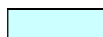
高齢者の住まいに関する様々な相談対応や情報提供に努め、高齢者がそれぞれの置かれた状況に応じ適切に住宅改修の相談支援や、施設・居住系サービスなど新たな「住まい」を選択できるよう引き続き支援を行います。

② 中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター）

関係機関との連携やあんしん賃貸支援事業の活用などによって、保証人や緊急連絡先が確保できない高齢者、入居後のリスクが高い高齢者に対する支援体制の充実を図っていきます。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

 … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

 … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0301 介護サービスの充実
----	----------------

現状と課題

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、一人ひとりの状況に応じて自立支援に向けた介護保険の居宅サービスが適切に提供されることが必要です。
- 24 時間対応可能な地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）の整備が必要です。
- 様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者のために、要介護高齢者の状態に対応した施設・居住系サービスの計画的な整備が必要です。
- ケアマネジャーが効果的にリハビリテーションをサービスに組み込めるよう、地域リハビリテーション活動支援事業の活用が推進が必要です。

第8期における具体的な取組

1. 居宅サービスの充実

居宅サービスの利用状況にかかる情報の提供などにより、介護保険サービス事業者の適正な参入を図るとともに、介護保険サービス事業者への制度等に関する必要な情報の提供などにより、適切なサービスが提供される体制の確保に努めます。

2. 地域密着型サービスの充実

24 時間対応可能な地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）を適切に提供できるよう、整備の促進を行うとともに、サービスの周知や質の向上に向けた取り組みを推進します。

3. 施設・居住系サービスの充実

様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者の施設・居住系サービスのニーズに対応するため、住み慣れた地域での住み替えが可能となる認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）の小規模施設の整備を行い、居住形態・サービスの多様な選択肢の確保を図ります。

4. 介護サービス見込み量の確保

- 市域全体で過不足なくバランスのとれた介護サービスの提供が行われるよう、参入を計画している事業者に対して、本市の施策や日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を提供します。また、既存事業者に対して、本市のメーリングリストを活用し、本市として独自に法令順守やサービス向上に関する各種情報提供を行い、法令を遵守した適切で安全・安心なサービス提供が行われるよう努めます。
- 国や県の各種介護サービス調査の分析をはじめ、本市が独自に実施している「介護サービス事業所調査」、「高齢者居住施設調査」などの各種モニタリング調査の分析により、

介護サービスの需要と供給のバランスの把握に努め、介護保険料とサービスの適正水準を考慮しながら、サービス見込み量の確保に努めます。

- 地域密着型サービス事業者の指定にあたっては、必要に応じて被保険者代表や学識経験者等の外部委員で構成された「鳥取市介護保険等推進委員会 地域密着型サービス部会」による意見を反映させ、適切なサービスの確保に努めます。

目標（事業内容、指標等）

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - その他の項目は自己評価を行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和3年度
----	-------

（実績評価）

実施内容

1. 居宅サービスの充実

既存の事業所に対して、本市のメーリングリストを活用し、本市として独自に法令順守やサービス向上に関する各種情報提供を行い、適切なサービスが提供される体制の確保に努めました。

2. 地域密着型サービスの充実

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備に係る公募を行いました。応募はありませんでした。

＜計画における整備数＞

【小規模多機能型居宅介護】

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定
F 圏域	気高	1 施設 (登録定員 29 人まで)	応募なし

【看護小規模多機能型居宅介護】

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定
A 圏域	北・中ノ郷・西・福部未来学園	1 施設 (登録定員29人まで)	応募なし
C 圏域	江山学園・高草		
D 圏域	湖東・湖南学園		
E 圏域	河原・千代南(旧用瀬・旧佐治)		
F 圏域	気高・鹿野学園・青谷		

3. 施設・居住系サービスの充実

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）及び地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）の整備に係る公募を行い、認知症高齢者グループホームについて2事業者、特定施設入居者生活介護事業所について4事業者、地域密着型特定施設入居者生活介護について1事業者を指定予定事業者として選定しました。

<計画における整備数>

【認知症対応型共同生活介護】

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定
A 圏域	北・中ノ郷・西・福部未来学園	2ユニット(定員18人)	応募なし
B 圏域	東・南・桜ヶ丘・国府	2ユニット(定員18人)	1 施設 1 ユニット
C 圏域	江山学園・高草	次のいずれか C 圏域及びD 圏域に1 ユニット(定員9人) もしくは C 圏域又は D 圏域に2 ユニット(定員18人)	1 施設 D 圏域に 2 ユニット
D 圏域	湖東・湖南学園		

【特定施設入居者生活介護】

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定
A 圏域	北・中ノ郷・西・福部未来学園	・新規開設 100 床分 (1 施設定員 30 人以上) ・転換 50 床分	3 施設 計 26 床転換
B 圏域	東・南・桜ヶ丘・国府		応募なし
C 圏域	江山学園・高草		1 施設 24 床転換
D 圏域	湖東・湖南学園		応募なし
E 圏域	河原・千代南(旧用瀬・旧佐治)		応募なし
F 圏域	気高・鹿野学園・青谷		応募なし

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定
A 圏域	北・中ノ郷・西・福部未来学園	転換 87 床分 (定員 29 人×3 施設)	応募なし
B 圏域	東・南・桜ヶ丘・国府		応募なし
C 圏域	江山学園・高草		応募なし
D 圏域	湖東・湖南学園		1 施設 28 床
E 圏域	河原・千代南 (旧用瀬・旧佐治)		応募なし
F 圏域	気高・鹿野学園・青谷		応募なし

4. 介護サービス見込み量の確保

- 参入を計画している事業者に対しての、本市の施策や日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報提供については、実績はありませんでした。
- 既存の事業所に対して、本市のメーリングリストを活用し、本市として独自に法令順守やサービス向上に関する各種情報提供を行い、適切なサービスが提供される体制の確保に努めました。

自己評価結果 (※評価指標を定めていない項目は記載しない。)

※指標 (目標値) は定めていない。

課題と今後の取組

1. 居宅サービスの充実

引き続き事業者の経営判断に資する情報や法令順守やサービス向上に関する情報等を積極的に提供し、適切なサービスが提供される体制の確保に努めます。

2. 地域密着型サービスの充実

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備に係る公募を行いました。応募はありませんでした。引き続き、整備に取り組みます。

3. 施設・居住系サービスの充実

認知症高齢者グループホームについては、公募した圏域のうち応募のない圏域が1つありました。特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム等) については、転換50床分は計画通り整備ができましたが、新規開設100床分には応募がありませんでした。地域密着型特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム等) については、1施設分だけ整備できました。引き続き整備に取り組みます。

4. 介護サービス見込み量の確保

- 引き続き事業者の経営判断に資する情報や法令順守やサービス向上に関する情報等を積極的に提供し、適切なサービスが提供される体制の確保に努めます。
- 介護サービスのモニタリング調査 (介護サービス事業所調査、高齢者居住施設調査) を実施し、介護サービスの需要と供給のバランスの把握に努め、事業者へ情報提供を行うなどして、サービスの見込み量の確保に努めます。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0302 介護保険事業の適正な運営
----	-------------------

現状と課題

- 高齢化の進展に伴い、介護給付等に要する費用の増加が見込まれています。
- 介護給付等に要する費用の適正化を図るとともに、利用者本位の質の高い介護サービスが提供されるようにする必要があります。

第8期における具体的な取組

1. 介護給付費等に要する費用の適正化の推進

「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付費通知」の主要5事業を柱とした介護給付の適正化を推進します。

2. 介護サービスの質の確保及び向上

介護サービス事業者に対して集団指導や実地指導等を通じて、法令等の周知や運営に関する指導を実施、また介護相談員を派遣し介護サービスの質の向上を図ります。

目標（事業内容、指標等）

- 介護給付適正化事業におけるケアプラン点検実施件数

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	528件	490件	490件	560件

指標の説明：ケアプラン点検を行った当該年度のプラン件数

- 住宅改修施行状況の確認

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	4件	6件	6件	6件

指標の説明：住宅改修施行状況の確認を行った当該年度の件数

- 福祉用具購入・貸与調査

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	2件	3件	3件	3件

指標の説明：福祉用具購入・貸与の調査を行った当該年度の件数

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - その他の項目は自己評価を行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和3年度
----	-------

(実績評価)

実施内容

1. 介護給付費等に要する費用の適正化の推進

- ① 要介護認定の適正化
 - ・認定調査票の点検 実績：8,045 件
 - ・更新・変更認定の訪問調査（直営） 実績：175 件
- ② ケアプラン点検
 - ・ケアプラン点検
 - 点検事業所数：48
 - 点検数：348
- ③ 住宅改修及び福祉用具購入・貸与に関する調査
 - ・住宅改修執行状況の確認 実績：6 件
 - ・福祉用具購入・貸与調査 実績：3 回
- ④ 縦覧点検及び医療費突合
 - ・縦覧点検 実績：2,867 件
 - ・医療費突合 実績：13,351 件
- ⑤ 介護給付費通知
 - ・介護給付費通知 実績：3 回（4月に1回のペース）

2. 介護サービスの質の確保及び向上

- ① 介護保険サービスに事業者に対する指導監査
 - ・集団指導 実績：1 回（3/1～3/15 393施設 Web配信方式）
 - ・実地指導 実績：105件
 - ・業務管理体制の一般検査 実績：37 件
- ② 介護相談員の派遣の推進

令和3年度の介護相談員の派遣実績は以下のとおりです。

相談員：7名 事業所数：6/49事業所 派遣回数（延べ）：11回

自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）

○介護給付適正化事業におけるケアプラン点検実施件数				
	（現状値）	（R03）	（R04）	（R05）
[目標]	528 件	490 件	490 件	560 件
[実績]	-	348 件		

○住宅改修施行状況の確認				
	（現状値）	（R03）	（R04）	（R05）
[目標]	4 件	6 件	6 件	6 件

[実績] ー 6件

○福祉用具購入・貸与調査

	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	2件	3件	3件	3件
[実績]	ー	3件		

課題と今後の取組

1. 介護給付費等に要する費用の適正化の推進

① 要介護認定の適正化

○ 直営・委託ともに適切なサービス利用の前提となる介護認定調査の更なるスキルアップをしていく。

② ケアプラン点検

○ 新型コロナウイルスの影響により事業所へ出向きケアプラン点検を実施することが難しかったが、ケアプランを提出していただき点検する等の方法を取りケアプラン点検を実施した。

○ 次年度以降も点検の方法を工夫しながら継続的に点検を実施し、意識の継続、介護支援専門員のさらなる資質向上を目指し、点検・指導に取り組めます。

③ 住宅改修及び福祉用具購入・貸与に関する調査

○ 住宅改修、福祉用具共に目標を達成することができました。

○ 引き続きリハビリ専門職に計画・申請の段階から関与してもらい点検するといった仕組みを実施していきます。また、事後の点検においても同様にリハビリ専門職の関与する仕組みを検討していきます。

④ 縦覧点検及び医療費突合

○ 点検・突合の結果をもとに、事業所と過誤のやり取りをする中で、事業所側の制度理解に課題があることが判明しました。一方で、こうしたやり取りの中で事業所側の制度に対する理解も向上し、給付の適正化にもつながってきているように感じられます。

○ 次年度も、引き続き事業所との丁寧なやり取りを通じて、給付の適正化に取り組んでいきます。(国保連委託業務)

⑤ 介護給付費通知

○ 計画どおり、介護給付費通知を年3回発送できました。

○ 次年度も、同様の頻度で介護給付費通知を発送します。

2. 介護サービスの質の確保及び向上

① 介護保険サービスに事業者に対する指導監査

○ 実地指導については、令和3年度の事業所の数は、横ばい状態であるが、新規の事業所もあることから、実施率の維持及び事業者の事務負担の軽減を図るため、国の「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針」の内容等を踏まえた効率化に取り組めます。

② 介護相談員の派遣の推進

介護相談員の派遣については、新型コロナウイルス感染症の影響により相談員の

訪問を控える事業所が多くあったため活動が制限されました。今後は、リモートによる相談も取り入れながら利用者の方の不満や不安の解消を図れるよう事業所と連携しながら相談員の派遣に努めます。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

- … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）
 … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0303 介護人材の確保・育成
----	-----------------

現状と課題

- 今後、高齢者数は増加、また少子化が進むことにより、生産年齢人口の減少が起こる。
- サービス提供を継続するために必要な介護職員数は増加するが、人材確保が難しくなっていく。
- 労働環境の改善や、キャリアアップが行える環境にすることで、離職を減少させていく必要がある。

第8期における具体的な取組

1. 介護人材の確保

鳥取県の配置する就職支援コーディネーターとの連携を図るほか、介護分野への就職を検討する人材が求める情報にアクセスしやすい環境を整える。

外国人介護人材について、ニーズや受入れに当たっての課題等を介護事業者等関係者と検討する場を設けられるよう検討を行う。

学校や地域における福祉学習の機会の充実を行い、福祉への理解・関心を高める。

2. 介護人材の定着支援

介護従事者の就労の実態の把握に努め、身体的負担や、業務効率化に向けた介護ロボットやICTの導入の情報提供、導入に向けた支援を行う。

3. 介護人材の資質の向上

介護従事者のキャリアアップについて、国・県の施策の活用や事業者への情報提供に努めていく。

介護人材の資質の向上に繋がる研修について検討する。

目標（事業内容、指標等）

○市内入所施設の介護職員の充足率

	（現状値）	（R03）	（R04）	（R05）
[目標]	80.6%	82.7%	84.8%	86.8%

指標の説明：各施設への求人数、採用者数、離職者数により職員の充足率を算出する

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - その他の項目は自己評価を行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和3年度
----	-------

(実績評価)

実施内容

- 市とハローワークとの連携事業として、「介護就職デイ」を開催し、介護職に関心のある方と介護事業所担当者が直接話せる機会を設け、介護職の仕事内容紹介、未経験で介護職に不安なある方への相談を行った。
- 国・県の補助金を活用し、介護ロボット導入、ICT化を進める事業所へ支援を行った。

自己評価結果 (※評価指標を定めていない項目は記載しない。)

○市内入所施設の介護職員の充足率				
	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)
[目標]	80.6%	82.7%	84.8%	86.8%
[実績]	—	—%		

課題と今後の取組

- 1. 介護人材の確保**
介護人材のすそ野を広げるため、介護に関心のある人や、元気高齢者への研修の実施、介護事業者とのマッチングができる取り組みが必要となる。
- 2. 介護人材の定着支援**
労働環境の改善や、業務効率化を進める取り組みが今後も必要。国の動向など情報収集に努め、事業者が介護ロボットやICTの活用に向けた検討を行うための支援を行う。
- 3. 介護人材の資質の向上**
介護現場で資質向上に向け、どのような取り組みが必要とされているか把握できておらず、まずは現状の把握を行い、必要な支援につなげていく必要がある。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

- … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）
 … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0304 災害・感染症発生時のサービス継続体制
----	-------------------------

現状と課題

- 地域の共助によって、高齢者が避難等の支援の受けられる体制づくりが求められています。
- 災害発生に備え、高齢者福祉施設において避難確保計画が作成されるよう働きかけるとともに、定期的な現地点検の実施が必要です。
- 災害・感染症発生時においても必要なサービスが継続できる体制づくりが必要です。

第8期における具体的な取組

1. 災害時の支援体制づくり

避難行動要支援者支援制度の普及、地域での要配慮者の把握と避難支援の体制づくり、福祉避難所の確保に取り組みます。

2. 高齢者福祉施設の避難体制の確保

要配慮者利用施設（高齢者福祉施設）における避難確保計画作成の推進、高齢者福祉施設の避難確保計画を基にした現地点検の実施、国の交付金等を活用した防災・減災設備の整備支援に取り組みます。

3. 災害・感染症発生に備えた体制づくり

会議・研修会の内容に応じてリモートによる開催、窓口手続きの簡素化・オンライン化を推進します。

災害・感染症発生時は衛生・防護用品が一時的に不足し、サービス提供に支障が生じることから、各事業所での備蓄を働きかけるとともに、本市においても緊急的に提供できるように、衛生・防護用品の備蓄を行う。

目標（事業内容、指標等）

○ 高齢者福祉施設の避難確保計画作成率

	（現状値）	（R03）	（R04）	（R05）
[目標]	91.6%	100%	100%	100%

指標の説明：避難確保計画作成義務のある高齢者福祉施設のうち、鳥取市に計画を提出した施設の割合

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - その他の項目は自己評価を行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和3年度
----	-------

(実績評価)

実施内容																
1. 災害時の支援体制づくり	<p>避難行動に支援を要する方の情報を地域の支援者や自治会、自主防災会、民生委員に提供し、災害時に要支援者の避難行動を支援する体制づくりを行いました。</p> <p>[避難行動要支援者支援制度 登録者数] 5,053人</p>															
2. 高齢者福祉施設の避難体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象となる全ての要配慮者利用施設（高齢者福祉施設）から、避難確保計画の提出を確認しました。 ○ 国の交付金を活用した防災・減災設備の整備支援を行いました。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">施設名</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">整備計画名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グループホームいくのさん家</td> <td>防災改修</td> </tr> <tr> <td>多機能サポートセンターわかばの家河原</td> <td>防災改修</td> </tr> <tr> <td>グループホームわかばの家河原</td> <td>防災改修</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">特別養護老人ホーム河原あすなろ</td> <td>非常用自家発電設備整備</td> </tr> <tr> <td>水害対策強化</td> </tr> <tr> <td>給水設備整備</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	整備計画名	グループホームいくのさん家	防災改修	多機能サポートセンターわかばの家河原	防災改修	グループホームわかばの家河原	防災改修	特別養護老人ホーム河原あすなろ	非常用自家発電設備整備	水害対策強化	給水設備整備			
施設名	整備計画名															
グループホームいくのさん家	防災改修															
多機能サポートセンターわかばの家河原	防災改修															
グループホームわかばの家河原	防災改修															
特別養護老人ホーム河原あすなろ	非常用自家発電設備整備															
	水害対策強化															
	給水設備整備															
3. 災害・感染症発生に備えた体制づくり	<p>会議、研修のオンラインでの開催を進めました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策のため、衛生・防護用品が一時的に不足する事業所へ衛生・防護用品の提供を行い、サービス継続体制を支援しました。</p>															
自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）																
○ 高齢者福祉施設の避難確保計画作成率	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">(現状値)</th> <th style="width: 15%;">(R03)</th> <th style="width: 15%;">(R04)</th> <th style="width: 15%;">(R05)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[目標]</td> <td style="text-align: center;">91.6%</td> <td style="text-align: center;">100%</td> <td style="text-align: center;">100%</td> <td style="text-align: center;">100%</td> </tr> <tr> <td>[実績]</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">100%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)	[目標]	91.6%	100%	100%	100%	[実績]	—	100%		
	(現状値)	(R03)	(R04)	(R05)												
[目標]	91.6%	100%	100%	100%												
[実績]	—	100%														
課題と今後の取組																
1. 災害時の支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 継続して避難行動要支援者支援制度を市民に周知します。 ○ 地域による日頃からの避難行動要支援者に対する見守り活動を行っていただけるよう啓発していきます。 ○ 介護支援専門員などの福祉専門職と連携し、個別避難計画の内容の更なる充実を図ります。 															

2. 高齢者福祉施設の避難体制の確保

- 要配慮者利用施設（高齢者福祉施設）における避難確保計画作成の推進に取り組みます。
- 高齢者福祉施設の避難確保計画を基にした現地点検を実施します。
- 国の交付金等を活用した防災・減災設備の整備支援に取り組みます。

3. 災害・感染症発生に備えた体制づくり

- 新型コロナウイルス感染症により、事業所において、サービス提供に支障がでています。必要な衛生・防護用品の確保、供給するとともに、正しい使用方法についても周知が必要です。

サービス量状況について

1.被保険者数及び認定者数

(1) 人口及び第1号被保険者数

第1号被保険者等の計画値との比較

(単位：人)

区分	令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)
総人口 (推計人口)	187,824	186,180	△1,644	99.1%	186,725	185,157	△1,568	99.2%	185,395	183,645	△1,750	99.1%
第1号 被保険者数	54,147	54,291	144	100.3%	54,914	55,008	94	100.2%	55,486	55,364	△122	99.8%
前期高齢者	26,698	26,842	144	100.5%	27,212	27,851	639	102.3%	26,936	27,946	1,010	103.7%
後期高齢者	27,449	27,449	0	100.0%	27,702	27,157	△545	98.0%	28,550	27,418	△1,132	96.0%
高齢化率	28.8%	29.2%	0.4%	101.4%	29.4%	29.7%	0.3%	101.0%	29.9%	30.1%	0.2%	100.7%

※実績値は介護保険事業状況報告(3月月報)の数値。

(2) 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数等の計画値との比較

(単位：人)

区分		令和元年度					令和2年度					令和3年度				
		計画値 (A)	実績値 (B)	対計画増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	出現率 (認定率)	計画値 (A)	実績値 (B)	対計画増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	出現率 (認定率)	計画値 (A)	実績値 (B)	対計画増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	出現率 (認定率)
要支援	1	1,065	1,200	135	112.7%	2.2%	1,001	1,175	174	117.4%	2.2%	1,169	1,184	15	101.3%	2.1%
	2	1,970	1,977	7	100.4%	3.6%	2,042	1,959	△83	95.9%	3.6%	1,990	1,923	△67	96.6%	3.5%
	計	3,035	3,177	142	104.7%	5.9%	3,043	3,134	91	103.0%	5.8%	3,159	3,107	△52	98.4%	5.6%
要介護	1	1,777	1,583	△194	89.1%	2.9%	1,881	1,677	△204	89.2%	3.1%	1,625	1,640	15	100.9%	3.0%
	2	2,124	2,113	△11	99.5%	3.9%	2,140	2,147	7	100.3%	4.0%	2,223	2,101	△122	94.5%	3.8%
	3	1,652	1,541	△111	93.3%	2.8%	1,715	1,491	△224	86.9%	2.7%	1,582	1,487	△95	94.0%	2.7%
	4	1,274	1,448	174	113.7%	2.7%	1,245	1,446	201	116.1%	2.7%	1,534	1,466	△68	95.6%	2.6%
	5	1,206	1,161	△45	96.3%	2.1%	1,166	1,119	△47	96.0%	2.1%	1,168	1,113	△55	95.3%	2.0%
	計	8,033	7,846	△187	97.7%	14.5%	8,147	7,880	△267	96.7%	14.5%	8,132	7,807	△325	96.0%	14.1%
合計	11,068	11,023	△45	99.6%	20.3%	11,190	11,014	△176	98.4%	20.3%	11,291	10,914	△377	96.7%	19.7%	

※実績値は介護保険事業状況報告(3月月報)の数値。

【現状と課題、今後の取組】

○本市の総人口は、計画値を上回る早さで減少している。

令和3年度第1号被保険者数は計画値を下回っており、中でも後期高齢者の減少が顕著であり要因は死亡者の増加と考えられる。

○要支援認定者数は実績値ではほぼ横ばいであるが、要介護認定者数については減少している。高齢化は進展しているため介護給付等に要する費用の増加が見込まれる。

○今後も重度化防止に向け取り組んでいく。

2.介護サービスの利用状況

(1) 介護サービスの利用者数及び利用回数・日数

サービス区分	単位	令和元年度				令和2年度				令和3年度				
		計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	
訪問介護	回/月	18,059.1	19,871	1,812	110.0%	17,781.5	20,892	3,110	117.5%	20,557.8	21,599	1,041	105.1%	
	人/月	863	963	100	111.5%	828	979	151	118.3%	978	973	△5	99.5%	
訪問入浴介護	回/月	372.7	348	△24	93.5%	379.4	382	3	100.7%	409.7	395	△15	96.3%	
	人/月	68	70	2	103.2%	67	77	10	115.4%	80	84	4	104.5%	
訪問看護	回/月	4,745.6	4,950	204	104.3%	5,199.3	5,056	△143	97.2%	5,724.0	5,119	△605	89.4%	
	人/月	510	544	34	106.7%	565	549	△16	97.1%	568	572	4	100.7%	
訪問リハビリテーション	回/月	2,065.6	1,957	△109	94.7%	2,679.0	2,611	△68	97.5%	2,267.2	2,868	600	126.5%	
	人/月	130	153	23	117.6%	152	213	61	140.4%	190	232	42	121.9%	
居宅療養管理指導	人/月	866	714	△152	82.5%	980	834	△146	85.1%	818	870	52	106.4%	
通所介護	回/月	28,211.1	29,626	1,415	105.0%	28,798.0	28,547	△251	99.1%	27,834.7	27,966	131	100.5%	
	人/月	2,219	2,221	2	100.1%	2,258	2,263	5	100.2%	2,309	2,172	△137	94.1%	
通所リハビリテーション	回/月	6,402.9	5,235	△1,168	81.8%	6,598.4	5,034	△1,565	76.3%	4,887.0	5,077	190	103.9%	
	人/月	677	577	△100	85.2%	691	555	△136	80.4%	563	536	△28	95.1%	
短期入所生活介護	日/月	5,975.4	4,040	△1,935	67.6%	6,922.3	3,627	△3,296	52.4%	4,681.6	3,734	△948	79.8%	
	人/月	495	398	△97	80.5%	554	301	△254	54.2%	398	317	△81	79.6%	
短期入所療養介護(老健)	日/月	782.1	445	△337	56.9%	851.9	308	△544	36.2%	551.2	306	△245	55.6%	
	人/月	83	60	△23	71.8%	84	44	△40	51.9%	68	46	△22	68.0%	
短期入所療養介護(病院等)	日/月	15.4	5	△10	31.9%	17.2	0	△17	0.0%	0.0	0	0	---	
	人/月	1	1	△0	66.7%	1	0	△1	0.0%	0	0	0	---	
短期入所療養介護(医療院)	日/月		61	61	---		61	61	---	91.9	47	△45	51.1%	
	人/月		8	8	---		8	8	---	15	7	△9	43.3%	
福祉用具貸与	人/月	2,733	2,644	△89	96.7%	2,798	2,656	△142	94.9%	2,693	2,614	△79	97.1%	
特定福祉用具販売	件/月	70	38	△32	54.5%	79	35	△44	43.8%	32	35	3	110.2%	
住宅改修	件/月	29	37	8	128.7%	30	34	4	113.6%	38	33	△5	86.6%	
特定施設入居者生活介護	人/月	174	178	4	102.3%	168	182	14	108.1%	322	180	△142	55.8%	
居宅介護支援	人/月	3,948	3,954	6	100.1%	3,938	3,983	45	101.1%	4,086	3,883	△203	95.0%	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	48	20	△28	40.8%	56	18	△38	31.5%	19	17	△2	88.2%
	認知症対応型通所介護	回/月	1,601.0	1,728	127	107.9%	1,445.4	1,662	216	115.0%	1,708.7	1,650	△59	96.6%
		人/月	157	139	△18	88.6%	161	134	△27	83.0%	144	129	△15	89.4%
	小規模多機能型居宅介護	人/月	721	570	△151	79.0%	799	559	△240	69.9%	614	541	△73	88.2%
	認知症対応型共同生活介護	人/月	270	248	△22	91.9%	270	266	△4	98.5%	339	271	△68	80.1%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	166	77	△89	46.3%	166	78	△88	46.8%	167	78	△89	46.8%
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	人/月	10	10	0	101.7%	10	10	0	102.5%	10	10	0	101.7%
	看護小規模多機能型居宅介護	人/月	29	0	△29	0.0%	29	0	△29	0.0%	58	14	△44	24.7%
	地域密着型通所介護	回/月	8,137.9	6,833.9	△1,304	84.0%	9,003.8	6,314.0	△2,690	70.1%	6,996.1	5,971.8	△1,024	85.4%
		人/月	542	563	21	103.9%	536	512	△24	95.5%	592	484	△108	81.7%
施設サービス	介護老人福祉施設	人/月	992	984	△8	99.2%	992	973	△19	98.1%	984	976	△8	99.2%
	介護老人保健施設	人/月	735	680	△55	92.6%	735	698	△37	94.9%	737	692	△45	93.9%
	介護療養型医療施設	人/月	143	38	△105	26.7%	143	1	△142	0.5%	0	0	0	---
	介護医療院	人/月	0	152	152	---	0	202	202	---	250	203	△47	81.2%

(2) 介護予防サービスの利用者数及び利用回数・日数

サービス区分	単位	令和元年度				令和2年度				令和3年度				
		計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	回/月	0	3	3	---	0	0	0	---	3	0	△2	6.4%
		人/月	0	1	1	---	0	0	0	---	1	0	△1	8.3%
	介護予防訪問看護	回/月	787	986	199	125.3%	834	927	93	111.1%	1,049	853	△196	81.3%
		人/月	126	116	△10	91.9%	148	111	△37	74.8%	120	100	△20	83.5%
	介護予防訪問リハビリテーション	回/月	261	672	412	258.0%	320	875	555	273.4%	916	933	18	101.9%
		人/月	24	57	33	235.4%	28	78	50	277.7%	89	80	△9	89.7%
	介護予防在宅療養管理指導	人/月	86	59	△27	68.3%	97	63	△34	64.6%	66	61	△5	91.8%
	介護予防通所リハビリテーション	人/月	248	264	16	106.5%	238	270	32	113.6%	261	279	18	107.0%
	介護予防短期入所生活介護	日/月	192	85	△106	44.6%	253	44	△209	17.3%	82	30	△52	36.7%
		人/月	26	15	△11	59.0%	32	8	△24	25.0%	16	7	△9	42.7%
	介護予防短期入所療養介護(老健)	日/月	0	8	8	---	0	2	2	---	10	6	△4	58.0%
		人/月	0	2	2	---	0	1	1	---	3	2	△1	58.3%
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	日/月	0	0	0	---	0	0	0	---	0	0	0	---
		人/月	0	0	0	---	0	0	0	---	0	0	0	---
	介護予防福祉用具貸与	人/月	863	850	△13	98.4%	897	893	△4	99.5%	906	949	43	104.7%
	特定介護予防福祉用具販売	件/月	20	20	0	100.8%	22	22	0	100.4%	23	22	△2	93.5%
住宅改修	件/月	5	28	23	558.3%	1	26	25	2583.3%	34	28	△6	81.6%	
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	36	27	△9	74.3%	42	20	△22	48.6%	33	20	△13	60.6%	
介護予防支援	件/月	800	1,065	265	133.1%	743	1,099	356	147.9%	1,128	1,149	21	101.8%	
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	回/月	34	25	△8	75.4%	50	15	△35	29.3%	17	3	△14	15.0%
		人/月	4	4	0	110.4%	5	2	△3	33.3%	3	0	△3	5.6%
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	71	66	△5	93.3%	75	69	△6	91.9%	79	68	△11	86.0%
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	1	1	△0	75.0%	1	3	2	275.0%	3	2	△1	66.7%

【現状と課題、今後の取組】

○訪問・通所リハビリテーションについては実績値が計画値を大きく上回っており、軽度者の症状改善や重度化防止に向けた適切なサービスを居宅サービス計画に取り組みことができていると考えられる。

○福祉用具貸与については、予防の実績値が計画値を上回っており、居宅で過ごす人が増え、サービス利用が増加していると考えられる。

○全体的にサービス利用が抑えられており、新型コロナウイルスの影響により利用を控えられた（控えざるを得なかった）可能性が考えられる。

[上記から想定される要因]
コロナ禍での生活機能の維持

○新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、外出を控えることにより心身の機能の低下が懸念される。心身機能の維持・改善・安定のため、事業所へ情報の提供や適切な指導を行い、介護サービスが継続して提供されるよう努める。

○ 保険者機能強化推進交付金に係る評価指標シート集計表

※赤字：第8期計画における重点施策

項目		I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築							小計
		①地域の特徴把握	②実績のモニタリング	③8期計画作成に向けた各種調査	④自立支援・重度化防止の進捗管理及び未達成目標の改善	⑤給付適正化の方策策定	⑥住宅型有料老人ホーム等の情報把握	⑦要介護者等に対するリハビリテーション提供体制	
R02	鳥取市	20 / 20	10 / 10	10 / 15	40 / 40	40 / 40	10 / 15		130 / 140
	【参考】鳥取県内市町村平均点	14.21	6.84	10.00	40.00	40.00	6.58		117.63
R03	鳥取市	20 / 20	10 / 10	15 / 15	40 / 40	40 / 40	10 / 10	20 / 20	155 / 155
	【参考】鳥取県内市町村平均点	15.74	7.18	12.14	33.52	37.15	6.56	6.20	118.50

項目		II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進							小計
		(1)介護支援専門員・介護サービス事業所等	(2)地域包括支援センター・地域ケア会議	(3)在宅医療・介護連携	(4)認知症総合支援	(5)介護予防/日常生活支援	(6)生活支援体制の整備	(7)要介護状態の維持・改善の状況等	
R02	鳥取市	44 / 80	60 / 195	90 / 90	115 / 175	186 / 450	30 / 85	35 / 120	560 / 1195
	【参考】鳥取県内市町村平均点	22.53	117.89	90.00	116.84	179.80	45.22	62.89	635.16
R03	鳥取市	44 / 80	60 / 195	85 / 85	115 / 175	196 / 450	30 / 85	35 / 120	565 / 1190
	【参考】鳥取県内市町村平均点	31.47	119.05	63.07	92.33	191.40	48.58	66.18	612.08

項目		III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進								
		(1) 介護給付の適正化								
		①介護給付の適正化事業	②ケアプラン点検の実施状況	③医療情報との突合点検	④縦覧点検	⑤福祉用具利用に係るリハ職の関与	⑥住宅改修利用に係るリハ職の関与	⑦有料老人ホームやサ高住におけるサービス提供状況把握・指導	⑧「ぴったりサービス」実施状況	⑨介護サービス事業所への実地指導割合
R02	鳥取市	20 / 20	15 / 20	2 / 5	10 / 15	10 / 15	10 / 15	0 / 10	0 / 10	5 / 10
	【参考】鳥取県内市町村平均点	14.21	8.42	3.26	12.11	3.79	3.95	1.05	0.00	4.74
R03	鳥取市	20 / 20	15 / 20	2 / 5	10 / 15	15 / 15	15 / 15	0 / 10	0 / 10	5 / 10
	【参考】鳥取県内市町村平均点	17.43	8.49	3.56	11.37	4.67	5.57	2.42	1.19	4.48

○ 保険者機能強化推進交付金に係る評価指標シート集計表

※赤字：第8期計画における重点施策

項目	Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進										合計 (ア)	評価指標による 交付金配分額 (イ)		
	(2) 介護人材の確保													
	①介護保険事業計画における介護人材の確保の位置付け	②介護サービス事業者・教育関係者との連携	③介護人材定着に向けた取組	④介護に関する入門的研修実施	⑤ボランティアポイントの取組	⑥介護施設と就労希望者とのマッチング	⑦元気高齢者の就労的活動の促進	⑧高齢者の就労的活動への参加者の伸び率向上	⑨文書量削減に係る取組	小計				
R02	鳥取市	20 /20	20 /20	20 /20	0 /10	10 /10	10 /10	0 /10	10 /10	7 /10	169 /240	859 /1575	25,877	鳥取市配分額 (千円)
	【参考】鳥取県内市町村平均点	4.21	7.37	3.16	0.00	5.79	0.53	0.53	1.05	4.95	79.11	831.89		
R03	鳥取市	20 /20	20 /20	20 /20	0 /10	10 /10	10 /10	0 /10	10 /10	12 /15	184 /245	904 /1590	28,485	鳥取市配分額 (千円)
	【参考】鳥取県内市町村平均点	10.11	8.72	8.11	2.66	2.94	2.79	2.16	1.57	7.98	106.23	890.31		

○ 介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標シート集計表

項目	Ⅰ PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築			小計
	④自立支援・重度化防止の進捗管理及び未達成目標の改善		⑦要介護者等に対するリハビリテーション提供体制	
R02	鳥取市	40 /40		40 /40
	【参考】鳥取県内市町村平均点	40.00		40.00
R03	鳥取市	40 /40	20 /20	60 /60
	【参考】鳥取県内市町村平均点	33.52	6.20	39.72

項目	Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進							小計
	(2)地域包括支援センター	(3)在宅医療・介護連携	(4)認知症総合支援	(5)介護予防/日常生活支援	(6)生活支援体制の整備	(7)要介護状態の維持・改善の状況等		
R02	鳥取市	20 /115	15 /15	25 /45	186 /450	15 /35	35 /120	296 /780
	【参考】鳥取県内市町村平均点	68.42	15.00	35.26	179.80	22.37	62.89	383.74
R03	鳥取市	20 /115	10 /10	25 /45	196 /450	15 /35	35 /120	301 /775
	【参考】鳥取県内市町村平均点	63.75	8.87	31.23	191.40	23.05	66.18	384.49

項目	Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進						合計 (ア)	評価指標による 交付金配分額 (イ)		
	(2) 介護人材の確保									
	④介護に関する入門的研修実施	⑤ボランティアポイントの取組	⑥介護施設と就労希望者とのマッチング	⑦元気高齢者の就労的活動の促進	⑧高齢者の就労的活動への参加者の伸び率向上	小計				
R02	鳥取市	0 /10	10 /10	10 /10	0 /10	10 /10	30 /50	366 /870	23,053	鳥取市配分額 (千円)
	【参考】鳥取県内市町村平均点	0.00	5.79	0.53	0.53	1.05	7.90	431.63		
R03	鳥取市	0 /10	10 /10	10 /10	0 /10	10 /10	30 /50	391 /885	25,714	鳥取市配分額 (千円)
	【参考】鳥取県内市町村平均点	2.66	2.94	2.79	2.15	1.57	12.11	460.84		

地域包括支援センターの運営について

①運営状況報告

【本市の地域包括支援センターの概要】

(1) 地域包括支援センターの設置期日

平成18年4月1日	鳥取中央、鳥取南、鳥取西地域包括支援センター
平成21年4月1日	鳥取こやま地域包括支援センター
平成25年4月1日	鳥取東健康福祉センター
令和元年6月1日	鳥取南地域包括支援センター運営委託
令和2年4月1日	鳥取東健康福祉センターを鳥取中央地域包括支援センターへ統合
令和2年10月1日	鳥取中央地域包括支援センターを一部分割・再編し運営委託
	【委託・新設】
	鳥取北地域包括支援センター
	鳥取西地域包括支援センター
	鳥取東地域包括支援センター
	【委託・名称変更】
	鳥取市西部地域包括支援センター(鳥取西地域包括支援センター)
	【名称変更】
	鳥取市南部地域包括支援センター(鳥取南地域包括支援センター)
令和3年11月1日	鳥取中央地域包括支援センターを一部分割・再編し運営委託
	【委託・新設】
	鳥取南地域包括支援センター
	鳥取桜ヶ丘地域包括支援センター
令和4年1月1日	鳥取こやま地域包括支援センターを一部分割・再編し運営委託
	【委託・新設】
	鳥取高草地域包括支援センター
令和4年4月1日	鳥取中央地域包括支援センターを基幹型支援センターに再編
	【直営・新設】
	鳥取市中央包括支援センター
令和4年4月1日	鳥取中央地域包括支援センターを一部分割・再編し運営
	【委託・新設】
	鳥取東部地域包括支援センター
令和4年4月1日	鳥取こやま地域包括支援センターを名称変更し直営運営
	【名称変更】
	鳥取湖東地域包括支援センター(中央包括支援センターのサブセンター)

(2) 地域包括支援センターの設置数及び担当圏域

全市合計10ヶ所(令和5年1月1日現在)

①鳥取市中央包括支援センター

- (基幹型、全域を総括)
- ②鳥取北地域包括支援センター
(北中、中ノ郷中学校区)
 - ③鳥取西地域包括支援センター
(西中学校区)
 - ④鳥取東地域包括支援センター
(東中学校区)
 - ⑤鳥取南地域包括支援センター
(南中学校区)
 - ⑥鳥取桜ヶ丘地域包括支援センター
(桜ヶ丘中学校区)
 - ⑦鳥取高草地域包括支援センター
(高草中、江山学園、湖南学園校区)
 - ⑧鳥取湖東地域包括支援センター
(湖東中校区)
 - ⑨鳥取市南部地域包括支援センター
(河原中、千代南中学校区)
 - ⑩鳥取市西部地域包括支援センター
(気高中、鹿野学園、青谷中学校区)
 - ⑪鳥取市東部地域包括支援センター
(国府中学、福部未来学園校区)

(3) 職員配置 (1ヶ所当たりの原則配置数)

保健師等1名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名

(4) 担当業務

- ①総合相談・支援事業 (さまざまな相談への対応等)
- ②権利擁護事業 (高齢者の後見的支援、虐待防止の取組み等)
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 (介護支援専門員に対する支援、地域のボランティアなど様々なネットワークの構築等)
- ④介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)
(要支援者及び事業対象者の介護予防ケアプランの作成)
- ⑤介護予防普及啓発事業 (出前講座や教室を開催し、高齢者の介護予防の知識の普及や取組み活性化に向けた支援)
- ⑥地域ケア会議推進事業 (自立支援や介護予防・重症化防止に資するケアマネジメントの充実・強化に向けた取組み等)
- ⑦その他高齢者や家族等の支援事業 (認知症対策、家族介護者の交流等)

(5) 運営主体

鳥取市 (直営)

社会福祉法人 (委託)

1 総合相談・支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしく生活していくためには、どのような支援等が必要か幅広く把握していきながら、地域の適切な機関、制度、サービス利用などにつなげる支援を行います。

(1) 窓口・電話相談

各地域包括支援センターでは、地域の高齢者やその家族などからのさまざまな相談を面接、電話等で受け付けています。

【地域包括支援センターの事業実績】					
○相談件数の推移					(件)
年度 包括名	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
鳥取中央				4,452	1,948
鳥取北				655	431
鳥取西				1,674	2,231
鳥取東				716	532
鳥取南					248
鳥取桜ヶ丘					61
鳥取湖東				2,376	1,837
鳥取高草					162
鳥取市南部				1,136	259
鳥取市西部				1,201	574
合計	10,169	10,992	9,542	12,210	8,283

(2) 訪問活動

相談者などの状況等に応じて地域包括支援センターの職員が地域、居宅、施設、病院などに積極的に訪問します。これは、相談者の来所が困難であるという場合以外にも、相談者の生活環境、日常生活の正確な把握、各関係機関などとの連携・調整などにより、相談者のニーズにより即した支援を行うために実施しているものです。また、これに併せて安否確認や状況確認、情報提供、各種福祉サービスの申請受付等も行っています。

【地域包括支援センターの事業実績】

○訪問件数の推移

(件)

年度 包括名	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
鳥取中央				5, 181	864
鳥取北				1, 340	595
鳥取西				777	567
鳥取東				706	233
鳥取南					178
鳥取桜ヶ丘					106
鳥取高草					78
鳥取湖東				2, 252	676
鳥取市南部				1, 146	344
鳥取市西部				2, 192	762
合計	12, 209	12, 626	12, 424	13, 594	4, 403

2 権利擁護事業

地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できないケースや、必要とするサービス等につなげることが困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための支援を行っています。

権利擁護相談

総合相談支援業務の中には、「やむを得ない事由」による老人福祉施設への措置、「高齢者虐待」、「複合化、複雑化した支援困難事例」、「消費者被害」など「権利擁護」の視点に基づいてかかわることが必要な相談も増えています。地域包括支援センターでは、社会福祉士が業務に必要な実践的な知識・スキルの習得に努めながら、これらの権利擁護相談に対応しています。

【地域包括支援センターの事業実績】

○権利擁護相談件数の推移

(件)

年度 包括名	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
鳥取中央				222	38
鳥取北				24	3
鳥取西				290	418
鳥取東				30	11
鳥取南					3
鳥取桜ヶ丘					1
鳥取高草					0
鳥取湖東				125	115
鳥取市南部				9	0
鳥取市西部				21	17
合計	452	516	653	721	606

(1) 成年後見制度の活用

本人や家族・親族、関係機関等からの相談や実態把握によって、認知症等により判断能力が低下し、契約行為等が困難と考えられる高齢者については、権利擁護の観点から成年後見制度（後見、補佐、補助の各類型）の利用が円滑に行われるよう積極的に支援しています。特に、親族の申立てが困難な方については市長申し立てを行っています。

【地域包括支援センターの事業実績】					
○成年後見制度の市長申立て件数の推移 (件)					
年度 包括名	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
鳥取中央				14	3
鳥取北				2	4
鳥取西				2	4
鳥取東				2	4
鳥取南					0
鳥取桜ヶ丘					0
鳥取高草					2
鳥取湖東				6	5
鳥取市南部				1	1
鳥取市西部				1	0
合計	19	24	33	28	23

(2) 高齢者虐待対応事業

窓口相談等を通じて把握された高齢者への虐待について、訪問等による調査を行い、必要に応じて分離等を行うなど適切な支援につながるよう対応しています。

【地域包括支援センターの事業実績】

○高齢者虐待の相談件数の推移（重複あり） (件)

年度 包括名	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
鳥取中央				158	27
鳥取北				14	9
鳥取西				217	153
鳥取東				23	12
鳥取南					2
鳥取桜ヶ丘					0
鳥取高草					1
鳥取湖東				39	12
鳥取市南部				0	0
鳥取市西部				7	13
合計	253	279	435	458	229

【地域包括支援センターの事業実績】

○高齢者虐待の相談・通報受理件数、虐待認定件数の推移 (件)

年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受理件数	40	49	50	52	43
認定件数	23	25	23	26	23

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

(1) 地域の関係機関との連携

支援の必要な認知症の高齢者や、単身高齢者を早期に発見し、支援していくためには、地域の民生委員、介護保険事業者、医療機関等の福祉保健関係者らのネットワークの構築が不可欠です。主治医や介護支援専門員、リハビリ専門職などの多職種協働のほか、民生委員や地域の福祉関係者と連携し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援に取り組んでいます。特に民生委員との関係については、定例会などへの出席を通して、顔の見える関係を維持していくことで、情報の共有を図っています。

また、東部地区在宅医療介護連携推進協議会が主催する医療や介護に従事する多職種研修会に参加するなど医療・介護関係者との関係づくりに取り組んでいます。

(2) 介護支援専門員支援

居宅介護支援事業所の介護支援専門員を支援するため、困難事例等への対応支援や、スキルアップのための事例検討、研修会を開催しています。これらについては、結果的に圏域内の居宅介護支援事業所間のネットワーク構築や、介護支援専門員が圏域内の主任介護支援専門員から相談支援を得る機会の提供にも寄与するものとなるよう計画しています。

【地域包括支援センターの事業実績】

○介護支援専門員支援状況の推移

(回)

年 度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
介護支援専門員への研修等件数	26	32	25	11	11

4 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

（1）要支援者等の介護予防ケアプラン作成

地域包括支援センターでは、指定介護予防支援事業者として、要支援者（「要支援1」・「要支援2」に認定された方）の介護予防ケアプランを作成しています。

また、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）を開始し、要支援者及び事業対象者の介護予防ケアプランを作成しています。なお、居宅介護支援事業所に委託している介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関しては、主任介護支援専門員が確認し、自立支援型や目標志向型のプランとなるよう助言を行っています。

【地域包括支援センターの事業実績】

○介護予防ケアプラン作成状況の推移

(件)

年度 包括名	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
鳥取中央				9,314	3,855
鳥取北				1,728	3,479
鳥取西				1,101	2,155
鳥取東				872	1,856
鳥取南					769
鳥取桜ヶ丘					469
鳥取高草					369
鳥取湖東				4,965	4,540
鳥取市南部				1,517	1,505
鳥取市西部				3,433	3,056
合計	22,293	22,349	22,794	22,930	22,053

(2) 居宅介護支援事業所への委託状況

要支援者の介護予防ケアプランは、原則として地域包括支援センター（指定介護予防支援事業者）が作成することとされていますが、業務の一部を居宅介護支援事業所の介護支援専門員に委託できることとなっています。

【地域包括支援センターの事業実績】

○地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への介護予防ケアプラン委託件数の推移
(件)

年度 包括名	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
鳥取中央				3,831	1,386
鳥取北				544	929
鳥取西				560	914
鳥取東				250	396
鳥取南					251
鳥取桜ヶ丘					207
鳥取高草					219
鳥取湖東				2,258	1,668
鳥取市南部				708	534
鳥取市西部				1,259	1,438
合計	12,284	11,035	10,176	9,410	7,942

5 介護予防普及啓発事業

介護予防などの普及啓発活動

いつまでも健康で生活し続けるためには、一人ひとりが健康づくりや介護予防の重要性を理解し、自発的に継続して取り組むことが重要です。介護予防に関する知識の普及啓発をするため、講演会の開催や、運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室等を開催しています。

また、長寿社会課内に配置された理学療法士とともに、運動機能の維持向上に重点をおいた普及啓発活動にも取り組んでいます。

【地域包括支援センターの事業実績】					
○介護予防などの普及啓発事業の推移 (回)					
年 度 包括名	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
鳥取中央				8	6
鳥取北				1	5
鳥取西				2	3
鳥取東				4	3
鳥取南					5
鳥取桜ヶ丘					1
鳥取高草					0
鳥取湖東				3	2
鳥取市南部				14	3
鳥取市西部				9	6
小計	117	142	95	41	34
長寿社会課	12	5	6	5	3
健康・子育て推進課 他※	266	239	194	175	139
合 計	368	382	295	221	176

※「他」には、鳥取東保健センター、各総合支所が含まれる。

6 地域ケア会議推進事業

支援困難ケース検討型の地域ケア会議の取り組みに加え、医療や介護の専門職が要支援に対する介護支援専門員による自立支援型地域ケア会議の開催を行っています。

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指しながら「高齢者の自立支援」や「要介護状態の重度化防止」の取り組みを進めるために、地域包括支援センター、行政、サービス事業所等の関係機関が自立支援の理念を共有しながらケアマネジメントの実践力を高め、個別ケースの課題解決に向けた支援につなげ、明らかになった高齢者の抱える生活課題を自立支援に向けて最も効果的な支援策やサービスを総合的に調整し、地域課題について地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けて、地域づくりのための機能と連動できるように自立支援型地域ケア会議に取り組んでいます。

【地域包括支援センターの事業実績】

○支援困難ケース検討型の地域ケア会議開催回数の推移 (回)

年 度 包括名	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
鳥取中央				3	8
鳥取北				3	3
鳥取西				1	1
鳥取東				0	1
鳥取南					0
鳥取桜ヶ丘					5
鳥取高草					0
鳥取湖東				0	3
鳥取市南部				1	0
鳥取市西部				15	3
合 計	19	28	13	23	24

○自立支援型「地域ケア会議」会議開催回数の推移

(回)

年 度 包括名	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
鳥取中央	—			17	10
鳥取北				5	10
鳥取西				8	5
鳥取東				1	5
鳥取南					2
鳥取桜ヶ丘					2
鳥取高草					0
鳥取湖東				5	5
鳥取市南部				5	4
鳥取市西部				2	4
合 計	4	14	26	43	43

7 その他高齢者や家族等の支援事業（認知症対策、家族介護者の交流や教室開催等）

（1）認知症カフェ

認知症の方やそのご家族の方、また認知症に関心のある方や民生委員、医療・福祉の専門職等が、気軽に集まってお茶を飲みながらおしゃべりしたり、相談したりできる居場所、そして皆の輪が繋がっていく場所として、認知症カフェへの参加や紹介、運営の協力を行っています。

（2）鳥取市認知症高齢者等ご近所見守り応援団

認知症になっても安心して暮らすことのできる地域づくりをめざして、認知症の家族を支えるための出前講座の開催や、認知症のために行方不明になる心配のある人の事前登録制度及び地域で認知症の人を見守る協力店の登録を推進しています。

（3）認知症初期集中支援チーム

認知症初期集中支援チームは、医療と介護の専門職が家族等の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6カ月）に行い、自立生活のサポートを行っています。

地域包括支援センターは、日常の相談事例の中で、医療・介護の専門職が連携して対応することが効果的と考えられるケースについて、地区担当として、チームへの情報提供、チーム員会議への参加、支援対象者への訪問等の初期集中支援を行っています。

（4）認知症サポーター養成講座

「認知症キャラバン・メイト」が地区町内会や企業、各種団体、小中学校等に出向いて、地域や職域で認知症の人や家族を温かく見守る「応援者」である認知症サポーター養成講座の開催を推進しています。

指定介護予防支援業務の一部を委託する 指定居宅介護支援事業所について

1 趣旨

指定介護予防支援業務（介護予防ケアプラン作成等）は、地域包括支援センターが「介護予防支援事業所」として指定を受けて実施しているが、その一部を指定居宅介護支援事業所へ委託できる。（介護保険法115条の23第3項）

地域包括支援センターは、委託先の事業所名称、所在地、委託内容、期間を市（指定権者）に届け出なければならない。（介護保険法施行規則第140条の35第1項及び第2項）

また、指定介護予防支援業務の一部委託については、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会^{※1}の議を経る必要があるため（鳥取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第15条第1項第1号）、令和4年12月31日現在の直近の委託届出の結果について報告するものです。

（注）※1… 本市においては、鳥取市介護保険等推進委員会が、地域包括支援センター運営協議会の事務を所掌しています。

2 令和3年度（11月1日～3月31日）及び令和4年度（4月1日～12月31日）の委託届出の結果について

令和3年11月19日開催の本委員会への報告後、地域包括支援センターが市（指定権者）に提出した「指定介護予防支援委託届出書」は1件（次頁一覧のNo42）でした。

届出書に記載された42事業所は、すべて指定居宅介護支援事業所であり、委託先として適正な事業所と判断しています。

また、この42事業所に対し、本市の10ヶ所の地域包括支援センターは令和4年12月サービス分（1月審査分）において、479件の介護予防ケアプラン作成等を委託しています。

⇒ 「委託の内訳（地域包括支援センター別）」は、次頁をご覧ください。

② 指定介護予防支援業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業所について

指定介護予防支援委託事業所一覧

【委託する内容】	6 介護予防サービス・支援計画原案の説明、同意
1 利用申込の受付	7 介護予防サービス・支援計画書の交付
2 地域包括支援センター設置者と利用者との契約の締結	8 利用者、サービス提供事業者との連絡・調整
3 アセスメントの実施	9 モニタリング
4 介護予防サービス・支援計画原案の作成	10 評価
5 サービス担当者会議の開催	11 給付管理業務

No	事業所番号	受託事業所の名称	法人名	所在地	委託する内容											委託期間	介護予防ケアプラン作成等委託件数													
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		東	西	南	北	桜ヶ丘	高草	湖東	東部	西部	南部				
1	3170101525	あすなろ東ケアプランセンター	社会福祉法人 あすなろ会	鳥取市市場一丁目11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	34		4	6	3		6					15
2	3170100022	あすなろ西ケアプランセンター	社会福祉法人 あすなろ会	鳥取市大橋330	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	82		20		11		13	26			12		
3	3170100352	福祉会居宅介護支援センター	社会福祉法人 鳥取福祉会	鳥取市市場二丁目1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	37	9	4	11	2	10				1			
4	3170100592	ケアプランセンターにしまち幸福苑	社会福祉法人 こうほうえん	鳥取市秋里1181 鳥取北デイサービスセンター内	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	0												
5	3170101038	国府町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市国府町糸谷15-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	19	1								18			
6	3170101079	河原町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市河原町渡一木277-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	3										3		
7	3170101111	佐治町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市佐治町加瀬木2171-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	7										7		
8	3170101152	鹿野町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市鹿野町今市651-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	24										24		
9	3170101178	青谷町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市青谷町露谷53-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	31										31		
10	3170101277	居宅介護支援事業所 風紋館	医療法人 アスピオス	鳥取市立川町五丁目312-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	7	2	2		2	1							
11	3170100741	居宅介護支援事業所まきたみの郷	医療法人 アスピオス	鳥取市杉崎596	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	4			1		3							
12	3170100212	居宅介護支援事業所みやこ苑	医療法人 アスピオス	鳥取市三津1072-307	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	4						1	3					
13	3151180209	居宅介護支援事業所ふたば	医療法人社団内科小児科 山脇医院	鳥取市国府町稲葉丘3-303	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	18	4	1		3	1				9			
14	3170101202	居宅介護支援事業所ひまわり鳥取	社会福祉法人 親誠会	鳥取市桂木784	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	7	1				4				2			
15	3170100568	橋本外科医院居宅介護支援事業所	医療法人橋本外科内科	鳥取市大杵204-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	20	9		3	3	3				2			
16	3140141791	もみじ薬局介護支援事業所	(有) 清水	鳥取市国府町宮下1165-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	0												
17	3170101475	ケアプランセンターもみじ庵	(有)ポエム	鳥取市美萩野一丁目70番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	19						6	13					
18	3170101848	ハビネ居宅介護支援センター雲山	(株)ハビネライフケア鳥取	鳥取市興南町124	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	14	1	3	5	3	1	1						
19	3151380205	居宅介護支援センター ル・サンテリオン鳥取	社会医療法人 仁厚会	鳥取市鹿野町今市80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	26										26		

No	事業所番号	受託事業所の名称	法人名	所在地	委託する内容											委託期間	介護予防ケアプラン作成等委託件数																						
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		東	西	南	北	桜ヶ丘	高草	湖東	東部	西部	南部													
20	3170100139	鳥取高齢者介護支援センターはまゆう	医療法人 賛幸会	鳥取市服部204-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	14			1	1		11	1													
21	3170101723	居宅介護支援事業所きゆうだい	久大建材(株)	鳥取市古海693-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	23	1	4		9		8	1														
22	3170100121	ニチイケアセンター鳥取駅南	(株)ニチイ学館	鳥取市の場二丁目86-1 タウンアローズ86 102号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	2				1				1													
23	3170102002	ふしの白寿苑	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野1771番地36	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	4		1				1	2														
24	3170103539	居宅介護支援事業所さくら	(株)さくら	鳥取市西品治635-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	28		10	1	17																	
25	3170102408	なないろ居宅介護支援センター	(有)コトブキ家具	鳥取市二階町二丁目201番地4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	3		1		2																	
26	3170101996	㈱メディコブとっとり居宅介護支援事業所	(株)メディコブとっとり	鳥取市末広温泉町203番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	11				5	6																
27	3170102465	居宅介護支援事業所あらいふ	(株)アドバン	若葉台北六丁目1-9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	7					6					1											
28	3160190124	居宅介護事業所 ナースくる	(株)BANG	鳥取市大覚寺150-87	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	5	1	1						2	1												
29	3171200078	居宅介護支援事業所すこやか	社会福祉法人やす	鳥取県八頭郡八頭町宮谷 123	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	4						1													3		
30	3170103521	㈱メディコブとっとり 鹿野居宅介護支援事業所	㈱メディコブとっとり	鳥取市鹿野町今市242番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	5		3																		2	
31	3170103158	居宅介護支援事業所なりすな	社会福祉法人青谷福祉会	鳥取市青谷町善田27-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	4																			4		
32	3170200632	ケアプランセンターかわさき	社会福祉法人こうほうえん	米子市両三柳4543-30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	1																			1		
33	3170103679	居宅介護支援事業所「まめ助」	医療法人社団 三樹会	鳥取市扇町176番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	2				2																	
34	3170100733	居宅介護支援センター暖の郷	社会福祉法人だんのさと	鳥取市吉岡温泉町52番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	0																					
35	3170103810	イナバ総合福祉会	一般社団法人 いなば総合福祉会	鳥取市湯所町256	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	0																					
36	3170103877	居宅介護支援事業所とくよし	(有)徳吉薬局	鳥取市千代水一丁目31番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	5		2		3																	
37	3170103430	居宅介護支援事業所葵	一般社団法人 ノーマライゼーションとっとり	鳥取市大覚寺77番56	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	0																					
38	3170104032	居宅介護支援事業所トータルゲート	(株)トータルゲート	鳥取市吉成239番地3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	4		2		1	1																
39	3170104057	鳥取県看護協会 居宅介護支援事業所	社団法人 鳥取県看護協会	鳥取市江津318-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	1				1																	
40	3170104057	居宅介護支援事業所ルピナス	特定非営利活動法人ルピナス	鳥取市湖山町南三丁目237番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	0																					
41	3170104057	きよたく和音	(有)SKプラン	鳥取市生山123番地9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	0																					
42	3170104172	居宅支援事業所With	株式会社リンクケア	鳥取市掛出町20番地3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4.4.1~R5.3.31	4		1		3																	
計																	483	29	59	35	71	31	47	49	34	100	28												

備考：①受託事業所は、令和4年12月31日現在で契約している事業所で記載しています。

②ケアプラン委託件数は、12月サービス分（1月審査請求分）の給付管理表の作成件数で記載しています。

令和4年度 鳥取市地域包括支援センター運営方針

I 方針策定の趣旨

この「鳥取市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センター運営の目的、果たすべき役割を明確にするとともに、地域包括支援センターの業務を円滑かつ効率的に実施する目的で策定します。

II 地域包括支援センターの設置目的

地域包括支援センターは、高齢者等の地域住民が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、以下の目的のために設置されています。

- 高齢者等の地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行うことにより、高齢者等の地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的・継続的に支援すること
- 地域包括ケアシステム構築の中心的役割を果たし、地域住民とともに、医療機関、介護サービス事業者、民生児童委員、生活支援コーディネーター、その他地域における自立した日常生活の支援又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に役立つ事業を行う機関や民間事業者等と地域のネットワークを構築しながら、地域包括ケアシステムを有効に機能させるための中核的機関としての役割を担うこと

III 運営の体制について

(1) 運営の基本的な考え方

①公益性

- 市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。
- 地域包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解した活動を行います。

②地域性

- 地域の介護・福祉サービスの体制を支える地域包括ケアシステムの中核的な機関であり、担当地域の特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。
- 地域の住民や関係団体、サービス利用者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて取り組んでいきます。

③協働性

- 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の3職種のみならず、介護支援専門員、認知症地域支援推進員その他地域包括支援センターの運営に関わる全員が業務の理念・方針を理解した上で、常に相互に情報を共有し、主担当者を中心に連携・協働の運営体制を構築し、チームで業務を遂行します。
- 地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員・児童委員等の関係者と連携を図りながら活動します。

(2) 地域包括支援センターの組織・運営体制

- ①【地域密着型包括支援センター】(以下「地域密着型センター」という。)

担当地域を持ち、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、包括的・継続的な支援を行う地域に密着した地域包括ケアを推進します。鳥取市地域包括支援センター運営方針の地域包括支援センターの果たすべき役割及び地域包括支援センターで行う事業の計画に従い運営を行います。ただし、基幹型地域包括支援センター固有の業務は除きます。

②【基幹型地域包括支援センター】（以下「基幹型センター」という。）

指導・管理・評価・人材育成など総合調整のほか、在宅医療・介護の連携強化、認知症施策の推進、重層的な課題や支援困難（注1）なケースの介護予防に係るケアマネジメントや地域ケア会議等の後方支援（注2）を行うなど、地域包括支援センターにおける基幹的な機能を持ちます。

（注1）支援困難なケースとは、本人又はその家族等の抱える課題が複雑化・複合している為、一般的な支援方法で解決することが困難なケースを指します。

（注2）後方支援とは「地域密着型センター」が鳥取市地域包括支援センター運営方針で定められた業務を自立して効率的に遂行できるよう技術的な指導、問題解決の仕組みづくり等の支援を意味します。ただし高齢者等の地域住民の命にかかわる重篤な案件については直接介入することもあります。

（3）共通事項

①個人情報の保護

○鳥取市個人情報保護条例を遵守し、セキュリティー、個人ファイル、事務所に
ついて適切な管理を行い個人情報の保護を行います。

○フォーマルやインフォーマルな地域の関係者に対し、適切に個人情報を保護し
たうえで、情報共有を図り課題や問題解決につなげます。

②苦情受付

○地域包括支援センターは、高齢者等の地域住民からの苦情に対応するための適
切な体制を確保します。苦情を受け付けた場合はその内容や対応について記録
するとともに、関係者間で情報を共有し、再発防止に努めます。

③第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画と鳥取市との協働

○第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、地域包括ケアの推
進に努めた事業運営を行います。

○地域包括支援センター等で解決が困難な問題や情報確認、措置介入が必要な場
合は、市と連携して対応します。

④災害対応等

○大規模災害等の被災時は、市、地域住民、関係機関と連携し、避難所及び在宅
避難者の実態把握に努め、生活上の困りごとや健康面等へ総合的な支援に努
めます。

⑤新型コロナウイルス感染症等への対策

○平時より、新型コロナウイルス感染症だけでなくインフルエンザやその他感
染症予防対策の最新情報や感染症の動向を把握するほか、国や県並びに市、関
係団体等の通知や各種マニュアル等の情報収集に努めます。

IV 地域包括支援センターの果たすべき役割

(1) 総合相談窓口機能

高齢者等をはじめとする地域住民の身近な「総合相談窓口」として、多様な相談を総合的に受け止め、その相談内容を十分に聴き取った上で、必要な支援や適切な支援機関につながります。

他の支援機関につなぐ際には、各支援者が支援の適否を判断できるよう協働する、あるいは判断するに足る情報を提供するなど、円滑につながるよう努めます。

(2) 地域包括支援ネットワークの構築

高齢者や老年性の疾患を有する方の心身の状態の悪化や回復、判断能力の低下、周囲の支援者や生活環境の変化などに応じ、本人の自己決定に基づいて地域で安心してその人らしい生活が継続できるよう支援を行います。

支援にあたっては、介護・福祉サービスを提供するだけでなく、介護・福祉サービス以外の公的支援、地域の民間有償サービス、ボランティア活動、支え合い活動などの多様な社会資源とも結びつけ、包括的に提供します。また、多様な社会資源を活用するため、社会資源を把握し、社会資源を提供する人々とつながる地域包括支援ネットワークを構築します。

(3) 権利擁護機能と説明責任

権利侵害の対象となりやすく、場合によっては自ら権利の主張や権利行使をすることができない状況にある高齢者等に対して、意思決定の支援、権利侵害の予防や救済のための支援を行います。

権利擁護のためには、時に申請に基づかない支援や介入拒否への積極的支援が必要となりますが、これらは公権力を背景に行われるものであり、常に法的根拠や目的を意識し、説明責任が果たせるよう業務を行います。

(4) 地域づくりと地域の課題解決

地域の現在の状況や地域住民の考えを把握し、地域の現在の課題のみならず、将来の課題を見据えて地域づくりに取り組みます。

地域づくりの主体はあくまで地域住民であり、地域包括支援センターは、総合相談窓口に寄せられる相談や地域のネットワーク、地域ケア会議等を通じて得られた地域の声を聞き、各種統計情報や将来予測を踏まえて地域課題と考えられる事柄を地域の人々と共有し、一緒に対応を検討していきます。

V 地域包括支援センターで行う事業の実施方針

(1) 総合相談支援

地域に住む高齢者等に関する様々な相談に応じ、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関又は制度利用につなげるとともに、専門的・継続的な支援のために必要となるネットワークの構築や地域の高齢者の実態把握を行います。

①総合相談

地域において高齢者の総合相談の中核的機関としての役割を果たすため、関係

機関との連携のもと、様々な相談内容について総合的かつ迅速な対応に努めます。

介護保険サービスのほか、地域における様々な社会資源を把握し、相談者への適切な情報提供を行います。

本人の自己決定を支援し、本人の状況に応じた適切な機関・制度・サービスにつなげます。

②ネットワークの構築

高齢者の生活を支えるために、地域における行政機関、医療機関、介護サービス提供事業者、民生児童委員、地域の関係者等のネットワークを強化し、高齢者等の状況に合ったサービスや地域の活動につなげられるよう、きめ細やか相談・支援継続的な見守り等を実施します。

③実態把握

地域包括支援センター運営していく上で、地域の高齢者の心身の状況や生活の実態を把握し、地域のニーズや課題を整理し、適切に対応できるように努めます。

(2) 権利擁護業務

住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けることができるよう、高齢者の権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行います。

①意思決定支援

判断能力が低下した方であっても意思決定支援のプロセスに則り、本人が自分の意思を主張し、自分自身に関することを自分で決定できるよう支援します。

意思決定支援は包括支援センターのみが行うものではなく、ケアマネジメントや相談支援業務の根幹を成すものであり、対人援助にかかわる専門職のすべてによって行われます。地域包括支援センターは、自らの技能を向上させるとともに、適切な意思決定支援が行われるための取組を行います。

②成年後見制度等の利用

判断能力が不十分である場合には、本人の判断能力の程度に応じて、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用、または他の制度の活用を検討し、円滑に制度が利用できるよう支援します。

地域密着型センターは、担当圏域内の高齢者等に制度利用が必要かどうか適宜判断し、円滑に手続きが行われるよう対象の高齢者等や家族、関係機関との調整を行います。鳥取市は、受任調整会議の開催や市長申立の実施、市民後見人の養成を行うほか、各関係機関との連携を図ります。

③高齢者虐待や消費者被害の防止及び早期対応

高齢者虐待や消費者被害を防止するため、地域住民や保健医療福祉関係者、各種専門機関や関係部署と情報共有を図りながら相互に相談しやすい体制を構築し、被害防止に向けた普及啓発及び早期発見、早期対応に取り組みます。

④高齢者虐待の対応

高齢者の権利利益を擁護するため、養護者による虐待が明らかになった、虐待が疑われる、あるいは虐待に発展しそうな予兆が窺われる場合には、鳥取市高齢者虐待対応マニュアルに沿って、地域包括支援センターとして関係機関と連携しながら、迅速かつ適切な対応を行います。

地域密着型センターは、鳥取市からの委託を受けた機関として、虐待に関する相談や通報、届出の受付、高齢者の安全確認や通報等に係る事実確認を行い、鳥取市と協議して決定された方針に従って対応を進めます。特に、高齢者自身や養護者との信頼関係の構築に努め、今後の生活に向けた相談や助言、サービス導入等の支援に繋がります。

基幹型センターは、鳥取市の機関として、虐待の有無の判断、老人福祉法に規定する措置、立入調査を実施します。また、虐待対応定例会を月1回程度開催し、情報共有及び対応について協議を行います。

養護者による高齢者虐待においては、養護者自身も生活困窮や障害、疾病などの課題を抱えている場合も多く、専門機関との連携が対応の鍵となります。基幹型センターは、それぞれの専門機関がその役割を適切に果たすため、地域密着型センターが必要な情報をアセスメントできるよう助言し、専門機関へ働きかけます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢期の問題だけでなく、多種多様で複合的な課題を抱える方が、“安心して”“その人らしい”“地域での生活”を継続するため、包括的・継続的なケアマネジメントが必要とされています。特に、複合的な課題を抱える当事者は社会的に孤立している場合も多く、地域包括支援ネットワークを通じた各関係機関との協働による重層的な支援が求められています。

① 地域包括支援ネットワークの構築

地域包括支援ネットワークは、当事者への支援や生活そのものに欠かせません。地域包括支援センターは、地域包括支援ネットワークを形成し、うまく機能させるため、地域の保健・医療・福祉関係者やインフォーマルサービスを提供する事業者等と、日頃から互いに協働して“顔の見える関係”を構築します。

② 介護支援専門員等への支援

その人らしい生活を継続するため、本人の意向を十分に引き出す、あるいは汲み取った上で、有する能力や病状、予後、環境、活用できる社会資源等とも合わせて本人にとって望ましい生活を検討し、支援の方向性を決定していくことができるよう、研修会の開催や個別相談、専門職の派遣等を通じて介護支援専門員等の支援を行います。

また、基幹型センターは、地域密着型センターとの職種ごとの連絡会や虐待対応定例会等を通じた情報交換や相談、専門機関と連携した研修の企画等を行います。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務及び指定介護予防支援業務

高齢者に対し、「本人の自立（自律）した生活を取り戻す」ため本人のできることを本人とともに発見し、本人の主体的な生活の確立と生活の質の向上を高める包

括的かつ効率的な支援を行います。

①介護予防の推進

サービス利用にあたっては、高齢者の主体性を引き出す工夫をし、自己実現のための取り組みを支援します。

②自立支援・重度化防止

自立支援・重度化防止の視点を持ち、予防給付をはじめとした、短期集中予防サービス、地域資源の活用（インフォーマルサービスや地域活動への参加）多様な資源を活用し、適切な介護予防マネジメントを実施します。

要支援と要介護間の円滑で切れ間のない移行ができるよう居宅介護支援事業所との連携を密に図ります。

③介護予防ケアマネジメント業務及び指定介護予防支援業務の委託

「地域密着型センター」は介護予防ケアマネジメント業務及び指定介護予防支援業務の委託にあたり高齢者と委託先の指定居宅介護支援事業所の円滑な関係づくりを図ると共に、委託後も情報協共有、連携に留意し、高齢者の地域での暮らしに対する総合的な支援に努める。

（5）在宅医療・介護連携推進事業

地域には慢性的な疾患を抱える高齢者が増加しており、入退院や在宅療養、急変時の対応や看取り等、介護保険サービスの利用に至らないとしても、医療と介護が連携することは避けられません。医療と介護が円滑に連携するためには、各種勉強会や研修会、会議等への参加を通じた相互の情報共有や知識の習得、顔の見える関係を作ってコミュニケーションを取ることが必要です。

地域包括支援センターを含め在宅療養を支える介護保険サービスを提供する者は、支援のために治療の見通しや方針等を把握しておく必要があり、医療機関から必要な情報を得るとともに、在宅での生活状況等の情報を提供します。

（6）生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援及び介護予防に取り組むため、介護保険サービスだけでなく、民間事業者の提供するサービス等、地域の実情に応じた多様な主体による多様なサービスが提供されるよう、地域の活動団体等と連携しながら、体制の整備を図ります。

地域包括支援センターは、生活支援コーディネーター等と連携し、地域資源の洗い出し、課題の整理と情報共有を行い、住民が共に支え合う地域づくりを進めます。また、地域ケア会議等との連動によりニーズの把握を行い、地域団体との連携を通じて、必要に応じて協議体の設置を行います。

（7）認知症総合支援事業

認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生き、認知症の人もそうでない人も、同じ住み慣れた地域で暮らし続けることができるための取組を行います。

①認知症地域支援推進員の配置

認知症に関する取組を推進するため、地域密着型センター単位で認知症地域支援推進員を配置します。

地域包括支援センターは、認知症地域支援推進員を中心に、認知症の本人やその家族の相談を受け、地域でよりよく暮らすための方法を一緒に考え、地域住民との関わりの継続や地域のインフォーマルサービスの活用、その人らしく暮らせる地域の仕組みづくりにつなげます。また、必要に応じて地域の支援機関、医療機関、介護サービス事業所等へつなぐ役割を担います。

②認知症の本人とともに築く支え合う地域づくり

認知症になっても今までの暮らしを続けていく社会を作るためには、認知症の本人の声を基にした取り組みが欠かせません。

地域包括支援センターは、本人の声を聞き、一緒に活動しながら、希望を持って暮らす認知症の本人の姿を多くの市民に知ってもらい、本人と一緒に活動する仲間を地域に増やします。また、取組の企画・運営に本人が参加することで、各事業に認知症の本人の声を取り入れます。

③早期診断及び早期対応

寄せられた相談に対して、早期に受診が行われ、生活環境を整えるなど早期の対応に結び付けられるよう、地域密着型センター単位で認知症初期集中支援チームを設置します。

地域包括支援センターは支援チームを積極的に活用して、初期支援を行い、本人や家族等がよりよく暮らすための方法を考えます。また、支援チームの活動を通じて、チーム医等の地域の医療関係者や介護関係者に地域での暮らしを考える意識を醸成するほか、支援チームの活動の中で発見された地域課題は、地域ケア推進会議での検討につなげます。

④家族への支援

認知症の本人の意向と同様に、認知症の人の家族自身のよりよい暮らしを考えることも大切です。認知症の人や家族同士が出会える場所を増やし、地域の中でつながりが持てるような取組を進めることで、家族自身の持つ偏見も減らしながら、地域の理解やサポートが得られる地域づくりを進めることで、家族への支援に繋がります。

(8) 地域ケア会議推進事業

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のため、地域の多様な関係者が協働して個別ケースを検討する「地域ケア個別会議」を通じ、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援や高齢者の実態把握、課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築を行います。

さらに、個別ケースの検討を積み重ねることで、地域に共通する生活課題（地域課題）や自立促進要因を、他の事業で得られた情報や統計データ等も加えた上で把握します。

把握された地域課題や自立促進要因は、それぞれの地域づくりにつなげるため、地域課題の内容に応じて大小異なる単位での「地域ケア推進会議」を開催して共有し、検討します。

(9) 生涯を通じた健康づくり

生涯を通じた健康づくりのため、保健事業と介護予防の一体的実施事業等の仕組みを利用しながら、地域における健康づくり・介護予防の取組みを促進し、病気の発症並びに重症化予防や生活機能の低下防止及び向上に取り組みます。

①地域での健康づくり

地域の高齢者サロン等へ地域包括支援センターの職員、地区担当保健師、地域支え合い推進員、地域の関係者や地区組織、地域の医療専門職等と協働して介入支援を行います。協働して実施することにより、運動や栄養、口腔、社会参加、疾病管理等の健康づくりのために必要な支援をそれぞれの専門職が担当し、サロンのフレイル特性等に合わせた講座の開催を行うほか、地域の担当者同士はもちろん、地域住民との顔の見える相談しやすい関係を構築します。

②専門職の活用

リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）や管理栄養士、歯科衛生士など、通常は地域密着型センターに配置されていない専門職の知見を、地域ケア会議や地域での集団支援及び個別支援を通じて活用します。

③社会参加の推進

社会参加には地域活動やボランティア活動、趣味活動、生涯学習、スポーツ、地域の集い場、介護予防教室への参加など多岐にわたりますが、高齢者の生きがいを支援し孤立の防止を図るため、社会参加を促進し、高齢になっても継続して参加し続けられるよう支援します。

VI 事業計画・重点取組の作成

各包括支援センターにおいては、年度ごとに、これまでの取組状況及び担当地域の特性や実情等を踏まえ、運営方針に基づいた具体的な事業計画並びに重点取組を作成します。PDCA サイクルの考えを用い事業の継続的に改善を図ります。

(別紙) 地域包括支援センター業務の役割分担

※市（長寿社会課）には、下記の業務を記載します。

- ・鳥取市中央包括支援センター以外の係が担当する業務
- ・基幹型地域包括支援センターに所属する職員が行うが法によって市町村の権限として規定されている業務

	地域密着型 地域包括支援センター	基幹型 地域包括支援センター	市（長寿社会課）
総合相談	①担当地域の総合相談窓口、担当地域外の相談受付→担当地域への引継ぎ	①鳥取市全域の相談受付→担当地域への引継ぎ	
	②地域の関係機関との連携（地区社協、公民館、民生委員、自治会、駐在所、介護事業所、民間事業所、医療機関など） ・地域の実態把握 ・地域資源の把握	①関係機関との連携（警察、消防、医師会、各種職能団体、市社協、県社協など）	
	③担当地域の実態把握、地域のニーズや課題の整理	③市全域を対象とした実態調査の実施、統計情報の収集	
権利擁護業務	①圏域内の住民への意思決定支援	①意思決定支援に資する研修会等の開催	
	②日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用支援		②受任調整会議の開催 ・各関係機関との連携 ・市長申立の実施 ・市民後見人の養成
	③地域住民への普及啓発	③関係部署との情報共有及び情報収集、包括への情報提供	
	④虐待等に関する相談・通報受付、対応 ・高齢者及び養護者の支援 ・関係機関との連携	④虐待等に関する相談・通報受付、対応 ・庁内他課及び関係機関との調整、情報収集	④施設虐待の対応全般 ・老人福祉法に基づく措置 ・高齢者虐待の立入調査 ・緊急一時保護 ・対応マニュアルの整備 ・虐待定例会の出席
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	①地域の関係機関との連携（地区社協、公民館、民生委員、自治会、駐在所、介護事業所、民間事業所、医療機関など） ・地域の実態把握 ・地域資源の把握	①関係機関との連携（警察、消防、医師会、各種職能団体、市社協、県社協など）	
	②地域の介護支援専門員への相談支援・助言等	②職種ごとの連絡会開催 ・虐待定例会、活動支援会議、その他相談会等の開催	

	地域密着型 地域包括支援センター	基幹型 地域包括支援センター	市（長寿社会課）
	介護予防ケアマネ ジメント業務	・介護予防ケアマネジメントの実施	・短期集中予防サービス等の体制整備、利用決定等 ・地域包括支援センターの <u>後方支援</u>
指定介護予防 支援業務	・指定介護予防支援の実施	・地域包括支援センターの <u>後方支援</u>	・住宅改修等申請支援事業
在宅医療・介護連 携推進事業	・医療機関や介護事業所との連携（入院、退院、入所、退所、看取り、在宅療養等）		・東部医師会等との連携窓口として、在宅医療介護連携推進室の設置 ・各種研修会の開催
生活支援体制整備 事業	・生活支援コーディネーターや地域団体との連携 ・地域の課題、ニーズの把握 ・第1層協議体への参加	・第1層協議体の運営	
認知症総合支援事業	①認知症地域支援推進員の配置 ・相談・伴走支援 ・本人の声を地域や基幹型包括に伝える ・地域の支援者、支援機関、医療機関、介護サービス事業所等との連携 ・見守り事業の紹介・活用	①認知症地域支援推進員連絡会の開催 ・認知症地域支援推進員活動支援会議の開催 ・認知症高齢者等安心見守り登録事業の登録管理 ・ご近所見守り応援団協力店の登録管理 ・おれんじドアとっとりの開催 ・認知症本人ミーティングの開催支援 ・本人の声を施策に反映するための企画調整	① ・認知症高齢者やすらぎ支援事業の利用決定等

	地域密着型 地域包括支援センター	基幹型 地域包括支援センター	市（長寿社会課）
		②地域での広報・啓発活動・認知症カフェの支援、活用 ・認知症サポーター養成講座の計画・調整・実施	②本人大使の設置、全市的な広報・啓発活動 ・認知症カフェ研修会・連絡会の開催 ・キャラバン・メイト事務局（キャラバン・メイトの育成、物品管理等） ・チームオレンジの設置
	③認知症初期集中支援チーム委員会議の実施 ・広報、ネットワークづくり	③認知症初期集中支援チーム事務局の設置 ・チーム医等への依頼・チーム員の研修受講に関すること ・認知症初期集中支援推進事業検討委員会の開催 ・認知症ケアパスの整備	
	④家族への相談支援	④介護家族の集い等、家族同士が集える場所の開催 ・研修会の開催	
地域ケア会議推進事業	・地域ケア個別会議（自立支援型、支援困難型）の開催 ・地域ケア推進会議の開催（担当圏域内の課題等に関するもの） ・地域ケア推進会議への出席（基幹型包括が開催するもの）	・地域ケア個別会議への出席 ・個別会議出席者の調整支援 ・地域ケア推進会議の開催（全市又は複数の包括圏域の課題等に関するもの） ・地域ケア推進会議への出席（地域密着型包括が開催するもの） ・第1層協議体への提言	・地域ケア個別会議（訪問介護検討型）の開催 ・各種会議への出席
生涯を通じた健康づくり	①地域の高齢者サロン等での介護予防普及啓発 ・地域の関係者や担当者、地区組織等との関係構築 ・通いの場支援（相談支援等）	①地域特性や年齢等に合わせた啓発活動等の企画調整、市社協・保健所との連携	
	②介護予防出前講座や地域リハビリテーション活動支援事業の活用	②介護予防出前講座や地域リハビリテーション活動支援事業の利用決定、専門職への依頼調整	
	③社会参加の促進、参加支援	③通いの場支援（補助事業等の支援制度の運用）	③介護予防支援ボランティア事業の実施

	地域密着型 地域包括支援センター	基幹型 地域包括支援センター	市（長寿社会課）
困難事例の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・多問題世帯等の支援困難事例の相談受付・対応 ・訪問による状況確認 ・関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの後方支援（介護保険・収入・世帯情報等の収集、庁内他課及び関係機関調整支援等） ・庁内他課及び関係機関からの連携依頼への対応（特に継続的な支援の要否が不明な場合） 	
その他	<p>【生活支援ハウス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談対応、利用支援 <p>【中山間見守り支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供情報に応じた訪問対応（時間内又は包括が支援する利用者に関するもの） <p>【高齢者在宅福祉事業全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談対応、利用支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・提供情報に応じた訪問対応（時間外等） ・設置立会、実調（安心ホットライン・ひとり暮らし高齢者等福祉電話貸与） 	<ul style="list-style-type: none"> ・申込受付、実調、利用決定等 ・制度運用、報告取りまとめ ・利用決定等 ・マニュアルの整備

鳥取市介護保険等推進委員会の開催及び計画策定スケジュール（素案）

<令和5年度>

時期	内容
R5.7	第1回委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・作成スケジュール確認 ・国の制度改正の概要について ・各種調査の結果について ・第9期計画に向けた課題整理について
R5.8	第2回委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第8期計画の進捗状況について ・第9期計画の施策の概要 ・地域包括支援センター運営方針について ・市成年後見制度利用促進基本計画について
R5.10	第3回委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス量と給付費、保険料の見込みについて
R5.11	第4回委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第9期計画の素案について
R5.12	市民政策コメントの実施
R6.1	第5回委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第9期計画の最終案について
R6.2	社会福祉審議会老人福祉専門分科会に諮問 鳥取市議会へ鳥取市介護保険条例の改正案提出



令和6年4月 第9期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画施行

<令和7年度・令和8年度>

年2～3回程度、委員会を開催予定／7月、11月、2月頃

- (主な議題)・第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の進捗状況について
 ・地域包括支援センターの運営状況について